

# 小右記訓読稿 続編

松原 輝美 池下美代子  
 大原 一輝 高田 英雄  
 蓮井 宣昭 松原 一義

## 凡例

- 一 本訓読のテキストとしては、大日本古記録所収の小右記（東京大学史料編纂所編、岩波書店、平成四年三月、第三刷）を用い、本文に疑問がある場合は、増補史料大成所収本（同刊行会編、臨川書店、昭和四〇年九月）、内閣文庫蔵本を適宜参照した。
- 一 大日本古記録所収の小右記に見える推定部分については、特に異論がない限り、その推定に従った。
- 一 漢字はできるだけテキスト通りとしたが、常用漢字については、ほぼ新字体に改め、異体字もほぼ通用字体に改めた。
- 一 「てへり」は、もとの形に改めて、「といへり」と記した。
- 一 また、次の読みに相当する漢字は、読解の便のため、以下のよう

にほぼ仮名書きに改めた。

- 惟〓これ 是〓これ 之〓これ 其〓それ 厥〓その 夫〓その 抑〓そもそも 弥〓いよいよ 各〓おのおの 交〓こもこも 傾之〓しばらくして 小選〓しばらくして 少選〓しばらくして 少時〓しばらくして 小時〓しばらくして 良久〓やや久しく 且〓しばらく 暫〓しばらく 忽〓にはかに 尚〓なほ 猶〓なほ 太〓は なほだ 一向〓いつかう 聊〓いささか 白地〓あからさまに 奉為〓おほんため 許〓ばかり 嗟乎〓ああ
- 一 小見出しは、「」を付して示した。
- 一 割り注は、∧ ∨を付して示した。
- 一 人名の傍注は、（ ）を付して示した。
- 一 年月等を補う時は、〈 〉を付して示した。
- 一 欠損文字あるいは判読不明文字については、大日本古記録所収本に従い、□もしくは□：□（二字以上）のような形で示した。
- 一 訓読不明の部分については、原文のまま記しておいた。
- 一 なお読解の便のため、重要項目には注記を付し、本文の後に一括掲示したので、参照されたい。なお、注記は、角田文衛監修『平安時代史事典』（平成六年五月、角川書店）による場合は、その出典を明記しなかった。

《長徳三年》

《正月》

○《前闕ノタメ一日、七日、十六日ノ中何レノ條カ詳ナラズ》

余公卿に列なり外弁に出づ。上臈の人無きに依り外弁<sup>(1)</sup>の事を行ふ。

節会恒のごとし。余貫首<sup>(2)</sup>を為すに依り、造酒正代<sup>(3)</sup>(ト部)兼延朝

臣来りて空盞を授く。相跪き授受すハ笏を置く。盃を執り小拝す。

了はりて再拝す。群臣同ず。其の後兼延朝臣来る。余跪き盞を授くる

に、趨り還る。余笏を執り小拝す。次第に参上す。一献<sup>(4)</sup>了はりて賜

□□障外記退出す。

今日内弁事に臨みて不覚す。近親の侍従、或は御簾の中に居り次第を

示し、或は傍座の上達部相替はりてこれを行ふ。最も嘲哂するに足る。

見参の上達部大納言(源)時中、中納言余・(平)惟仲、参議七人ハ

式部大輔(菅原輔正)参らず。

〔右府大饗の事〕

廿九日、甲午。右府(藤原顕光)の大饗。仍つて彼の第に参る。左府

物忌みに縁り向かはれず。然れども請客使を遣はし奉らる。左大将

(藤原公季)以下黄昏集会す。此の間雨脚止まず。仍つて腋より昇り

着座了はんぬ。主人簀子に立つ。大饗の儀例のごとし。不参の上達

部四人ハ左府(藤原道長)・中納言惟仲・参議(藤原)公任、二人除目

に依りて庁に着く。左大弁(源)扶義座に着く。今日申の剋と云々。

左大将の隨身に足絹。亥の尅ばかりに事了はんぬ。今日雅楽有り。

〔権左中弁相方四位と雖も史生を仰せて召すの事〕

今日権左中弁(源)相方一人のみ。仍つて四位と雖も史生<sup>(5)</sup>の事を仰

す。

二月

〔今上の女一宮五十日の事〕

十日、乙巳。或云ふ、「昨日今上の女一の親王(脩子内親王<sup>(6)</sup>)の五

十日。彼の親王四日の夜女院(藤原詮子)に参らる。餅聞し食す。即

ち帰り給ふ。御共の女房等給祿有り」と云々。又親王帰り給ふ。御共

右大将(藤原)道綱・権中納言(平)惟仲・左大弁(源)扶義・左近

中将(藤原)齐信等御共に候す。祿有りと云々。

〔東山に向かひ金鼓を打つの事〕

昨文を定め頭弁(藤原行成)の許に送る。早に詣でて東山に向かひ、

金鼓を五十寺に打つ。左衛門督(藤原誠信)・源拾遺(扶義)同道す。

廿二日、丁巳。右獄の着鉢の囚<sup>(7)</sup>三人去る夜禁を脱して逃げ去ると云々。

「一分召里亭に於いて行はるるの事」

一分召<sup>(8)</sup>里第に於いて行はる。夜に入りて左京大夫(源泰清)来る。

玄蕃頭(源)頼節朝臣の事を相談す。

「齋院の神事の奏下す間の事」

廿三日、戊午。左府(藤原道長)に参り、齋院(選子内親王)の奏の事(玄蕃頭頼節齋院を修造するを以つて、其の功に依り受領に任ずべきの事)を申し、続きて参内す。蔵人の弁(藤原)為任朝臣を以つて齋院の申請の事を奏さしむ。相定め仰せ下すべしといへり。又同院神殿の御装束の料の絹、大宰進むる所の練り用の絹を以つて給ふべきの事を申す。件の絹田教寺<sup>(9)</sup>の会料に宛つべし。仍つて宛て賜ふこと能はず。但し諸国に召し賜ふべきかといへり。又同院の事を行ふの弁(藤原)説孝朝臣一月の服有り。仍つて此の間右少弁(藤原)朝経を以つて院の事を行はしむべきの由奏聞せしめ、已に天許有り。即ち(藤原)為任朝臣に仰せ下し了はんぬ。晩頭退出す。

三月

十日、甲戌。昨日直物<sup>(10)</sup>。次いで小除目<sup>(11)</sup>有り。

「馬外記の庁の内に入り印の机を蹴るの事」

去る八日酉の二點、馬外記の庁の内に入り、印の机等を蹴り損ず。左右大臣(藤原道長・同頭光)・平中納言(惟仲)・左衛門督(藤原誠信)・宰相中将(藤原齊信)の独り床子<sup>(12)</sup>等を蹴り去る。推して云ふ、「怪しき所子申戌の年の人徴召の憂ひ有るにあらず。公家新たに営み造る事有るか。怪しき日以後廿五日の内及び来る十月・明年正月の節の中の戊己の日なり」といへり。

「八幡の臨時祭の事」

十八日、壬午。石清水の臨時祭<sup>(13)</sup>、慎む所有るに依りて参入せず。或云ふ、「左大将(藤原)公季卿陽明門の下に於いて衣を脱ぎ、右兵衛佐成房の僕従(馬に副ふる者なり)に被く」と云々。聞かざるの事なり。左右丞相(道長・顕光)已下参入せらると云々。

「女院清水寺に参御<sup>(14)</sup>の事」

今夜女院(藤原詮子)清水寺に参らしむ。彼の寺に於いて御修法有るべしと云々。寺家上下嗟歎す<sup>(14)</sup>と云々。

「皇后宮御出家の事」

廿日、甲申。余皇后宮(藤原遵子<sup>(15)</sup>)に参る。昨日酉の刻に御出家す。

其の事に預かる者大僧都覺慶・大僧都觀修・阿闍梨慶祚・阿闍梨証空等なり。在俗の御装束捨て訖はんぬ。又別に布施有りと云々。やや久しく宮に候して、女房に相遇す。令旨<sup>(10)</sup>に云ふ、「心神宜しからず、相逢はず」といへり。晩頭罷り出づ。

四月

〔国忌み・平野祭共に行はるるの事〕

三日、丙申。国忌み（贈皇太后藤原懷子）・平野祭共に行ふと云々。外記史生擬階の奏<sup>(17)</sup>を持ち来る。署を加へ返し給ひ畢はんぬ。

〔大赦有るに依り、伊周公召し上ぐべきか否か定むるの事〕

五日、戊戌。左大臣（藤原道長）喚に依りて御所に参上す。しばらくして陣に復す。諸卿に仰せて云ふ、「大宰前帥（藤原伊周）・出雲權守藤原（隆家）朝臣去る月廿五日の恩詔に潤ふべきか否か。召し上ぐべからざるか。恩詔に潤ふと雖もなほ本所に在るべきか。其の間定め申す」といへり。右大臣（藤原顯光）・左衛門督（藤原誠信）・宰相中将（藤原齊信）定め申して云ふ、「件の兩人の罪恩詔に潤ふか。但し召し上ぐる事に至りては明法家に下し勘へらるべし」といへり。左大将（藤原公季）・民部卿（藤原懷忠）申して云ふ、「罪恩詔に潤ふべし。召し上ぐる事に於いては、先例を尋ねらるべきなり」と。余・

平中納言（惟仲）・右衛門督（藤原公任）・勘解由長官（源俊賢）申して云ふ、「罪恩詔に潤ふべし。八虐を犯すを免ずるの文に依る。但し召し上ぐる事に至りては只勅定に在り、左右定め申し難し」と。左大弁（源扶義）申して云ふ、「罪恩赦に潤ふべし。又恩詔に潤ひながらなほ本処に在り」といへり。余竊かに思ふ、これ法條の指す所、已に以つて分明。然れども敢へて申すべからず。左大臣定め申す旨儘かに聞かず。左大臣おのおの申す旨を以つて心に銘じ、座を起ちて御所に参上す。やや久しくして還り便座<sup>(18)</sup>に着く。諸卿に示して云ふ、「前の非常の大赦の時、此のごときの流人、殊に思し食す所有り召し上ぐるの例有り。何ぞ罪を疑ひ赦令に潤はんや」といへり。召し上ぐべしといへり。左大臣大外記（中原）致時朝臣を召し、流人を召す使の例を勘へ申さしむ。諸卿秉燭の後退出す。

〔右衛門督の牛童花山院より捕籠せらるるの事〕

十六日、己酉。右衛門督示送して云ふ、「宰相中将同車して左府より退出の間、華山院の近衛の面<sup>(19)</sup>、人数十人兵杖を具して出で来り、榻を持たしめながら牛童を捕籠す。又雑人等走り来り礫を飛ばす。其の間の濫行云ふべからず」といへり。驚奇極まり無し。

十七日、庚戌。修理大夫（藤原懷平）同車す。見物せんがため知足院

の辺に向かふ。華山法皇其の辺に御す。未だ見物に及ばず、中間に還御す。未だ其の由を知らず。左府又彼の辺に座す。仍つて余左府の見物する処に進み、車を並べてこれを見る。宰相中将・勘解由長官左府の車に在り。左府花山院濫吹の事を示さる。或云ふ、「件の事左府より奏聞せらる。院の人々を追捕すべき仰せ有り。神館に在るの使の官人等を召し遣るの間、側にて漏聞有り。法皇車を懸け還御す云々」と。

見物畢はりて家に帰る。束帯して祭使の所に詣づ。源大納言（時中）・民部卿・平中納言・大藏卿（藤原時光）・修理大夫・右衛門督・左大弁・右大弁（藤原忠輔）・宰相中将・勘解由長官会合す。三献の後還祿<sup>(20)</sup>を給す。申の剋ばかりにおのおの分散す。勘解由長官・雲上の人々来会す。蹴鞠有り。又小食を羞む<sup>(21)</sup>。

「右衛門督濫行に依りて、検非違使等花山院を囲み、下手人を申すの事」

或者云ふ、「検非違使等勅に依りて花山院を囲む。去る夕濫行の下手人を申す云々」と。此の間慥かなる説を得難し。院のおほんためはなはだ面目無し。積悪の致し奉るなりと云々。或云ふ、「下手人等若し遂に出さしめ給はずんば、院の内を捜検すべきの由綸旨有り。此の事左衛門尉（橋）則光<sup>(22)</sup>へ検非違使、又彼の院の御乳母子なり彼の院に通ず云々」と。嗷々の説記すべからず。

「藏人頭祭使の少将の神館の宿所に向かふは然るべからざるの事」

伝へ聞く、「祭使の少将の神館の宿所に藏人頭二人（藤原行成・同正光）及び雲上の人々七八人來訪す。衣を脱ぎ近衛府の官人已下に被く云々」と。藏人頭此の処に向かふは、往古聞かざるの事なり。未代の事はなはだ輕忽輕忽。

「花山院下手人を出さしむるの事」

十八日、辛亥。（平）公誠朝臣<sup>(23)</sup>並びに下手の者四人去る夜華山院より出さる。検非違使事の由を奏聞す。公誠朝臣に至りては候せしむ。又々追捕すべしといへり。

廿二日、乙卯。勘解由長官云ふ、「今日奉幣の使、伊勢及び諸社の使八省より出で立たる」といへり。即ち勘解由長官を以つて伊勢の使と爲す。風聞す、「これ先年の御願なり云々」と。社の数・使等しばらく注する所なり。右大臣承り行ふと云々。

「隆家人京の事」

去る夜出雲権守隆家人京すと云々。内舍人をして相副はしむ。先日或云ふ、「別の使を差はさず云々」と。然れども後日これを聞く。なほ内舍人を遣るといへり。

「群盜平中納言の家並びに閑院に入るの事」

廿五日、戊午。去る夜群盜平中納言（惟仲）の家及び閑院（藤原朝経）に入る。書状を以つて納言及び右少弁朝経朝臣に送る。平納言家に入るの強盜、先づ彼の家の西の対及び堂等に入り、寢屋に入らんと欲するの間人々相戦ふ。仍つて臥内に入らずと云々。はなはだ不便の事なり。朝経朝臣来りて云ふ、「閑院に入るの強盜女房の衣裳等を取る。

退去の後僅かに其の由を聞く。統松を執る者一人走り入る。女等を捕らへ衣裳を剥ぎ取り、老者の寢所には到らず」と。近日の強盜貴処を憚らず。末代と謂ふべし。

宮（昌子内親王）に参る。御悩頗る宜しといへり。御祈りのため十社の使立てらるべきの日を勸へ申さしむ。件の勘文亮（源）乗方朝臣持ち来る。使等同じく定め仰す。

五月

「左府右近の馬場に於いて競馬の事」

十五日、庚辰。早且左府（藤原道長）に詣つゝ余彼の命に依りて直衣を着く。両三の上達部会合す。巳の刻ばかりに主人右近の馬場に向かふ。余相府の車に合ひ乗る。彈正親王（為尊）・帥親王（敦道）・右大臣（藤原顕光）・左大将（藤原公季）・源大納言（時中）・民部卿（藤原懷忠）・式部大甫（菅原輔正）・左衛門督（藤原誠信）・修

理大夫（藤原懷平）・左兵衛督（源高遠）・左大弁（源扶義）・右大

弁（藤原忠輔）・宰相中将（藤原齊信）・勘解由長官（源俊賢）会合す。或は布袴、或は直衣。殿上・地下人甚だ衆し。先づ馬場に酒肴

を献す。次いで左府に饗饌有り、上達部のおの馬を出す。左府十疋、右府二疋、左大将一疋、源大納言一疋、左衛門督一疋、修理大夫一疋、勘解由長官一疋、宰相中将一疋、今一疋不足、仍つて方々に仰せて出さしむ。左府の家司・厩司等を以つておのおの左右の方人と為す。

使（源）政職・（藤原）惟風朝臣等出馬等を分かち取らしむ。右大臣

・左大将・左衛門督・左大弁・宰相中将破子を出す。自余の人々馬・

破子等を出さず。左右の近の官人三以上騎射す。左五人、右五人、又左右のおの三兵一人有り。時々小雨。騎射の射勅使に仰す。数所は（源）頼光・（源）時方朝臣等、標所は（藤原）永道朝臣。左右の馬上、皆打懸を着く。官人・物部・兵衛等騎す。黄昏競ひ了はりて持。左右の方衆有り。龍王・納蘓利舞。秉燭帰る。競馬興無し。人云ふ、「観るに足らず」と。

十八日、辛巳。東宮の休み所（藤原成子）<sup>(24)</sup>、故左大将（藤原濟時）の女、今夜子の刻ばかりに男子（敦儀）<sup>(25)</sup>を産むと云々。

「内裏に死穢有るの事」

廿六日、己丑。外記(林)相門云ふ、左大臣伝へ仰せて云ふ、「内裏に死穢有り。参内せざるの上達部参入すべからず。神事有るべきに依る」と。昨日一品宮(資子内親王<sup>(26)</sup>)に死穢有り。彼の宮の下女今朝此の宮に着座す。内裏の穢れ・一品宮の穢れこもごも来る。

六月

三日、乙未。故宣旨<sup>(27)</sup>の遠忌に、諷誦を清水寺に修す(信乃五段)。布・米少々二條に分ち送り、今日の料に宛てむとす。彼の消息に縁る。午の剋ばかりに空に音有り(魂伏と云々)。

「高麗の啓牒の事」

十二日、甲辰。勘解由長官(源俊賢)云ふ、「高麗国の啓牒日本国を辱むるの句有り。怖畏無きにもあらざる所」といへり。前丹波守(藤原)貞嗣朝臣来りて云ふ、「大式(藤原有国)の消息、六箇国の人兵を徴誠し、要害を警固せしむ。又高麗国の使は日本国の人なり」と云々。

十三日、乙巳。宮(昌子内親王)に参る。しばらくして参内す。右大臣(藤原顕光)・左大将(藤原公季)・民部卿(藤原懷忠)・式部大甫(菅原輔正)・左衛門督(藤原誠信)・右衛門督(藤原公任)・左

大弁(源扶義)・宰相中将(藤原齊信)・勘解由長官同じく参る。左中弁(藤原)行成詔を奉じ、右大臣に大宰府の解文・高麗国の牒三通(一枚の牒は日本国、一枚の牒は対馬の嶋司、一枚は同嶋)を下し賜ふ。

「高麗に返牒を遣るべきか否かを定むるの事」

諸卿相共に定め申す。大略返牒を遣るべからず。又要害を警固し、兼ねて内外の祈祷の事を致す。又高麗の牒状日本国を耻づかしむるの文有り、須らく官符を大宰に給ふべし。其官符文注高麗為日本所称之由(ママ)事者、高麗国礼儀に背く事なり。商客帰去の時彼の国に披露有るか。但し件の牒を見るに、高麗国の牒に似ず。これ若し大宋国の謀略か。そもそも高麗の使は大宰の人なり。若し返し遣るべからずば、其の罪を勘へらるべし。大宰申請の四ヶ條、九国の戎兵の具皆悉く実無し。国司をして修補せしむべきの事、若しそれ其の勤無くんば、他の功有りと雖も勳賞に預るべからずといへり。定め申して云ふ、「先づ要須の戎具を造るべきなり。勳賞を止むる事を申すべからず。九国域内の諸神に一階を授くべきの事定め申して云ふ、「先づ祈祷せられ相次いで定め下さるべし」と。香椎廟内に大臣の封廿五戸を加へ寄すべきの事、定め申して云ふ、「加へ寄せらるべきか」といへり。対馬守高橋仲堪文にあらざ武にあらざ、知略又乏し。大監平中方を以

つて彼の嶋に差はし遣らば、備へ虞れざるの事、定め申して云ふ、  
「府の注する所の如く、仲堪文にあらず武にあらず、知略乏しき由、  
先例を尋ねしむるに、此のごときの時能く武に堪ふる者に改任するは、  
蹤跡無きにしもあらず。然りと雖もにはかに改任せらるるは如何。府  
の申請の如く、先づ中方を差はし遣り、又の申請に随ひて、乍有定め  
下さるべきなり」と。府の解文に云ふ、「中方身は文章生たり。又弓  
馬を習ふ云々」と。戊の刻ばかりにおのおの退出す。又北陸・山陰等  
の道に官符を給ふべきの由僉議了はんぬ。上達部云々す、「大宋国の  
人近くは越前に在り。又鎮西に在り。早やかに歸し遣るべきか。就中  
越州に在るの唐人当州の衰亡を見聞するか。近都の国に寄せ来るは、  
謀略無きにしもあらず。恐るべきの事なり」といへり。

「女院に行幸の事。△御惱重きに依りてなり▽」

廿二日、甲寅。巳の剋ばかりに参内す。同四剋に女院（藤原詮子）に  
幸す△御惱重きに依る。推察するに剋限は午の二剋ばかりか▽。鈴奏  
・警蹕・侍衛例のごとし。左大臣・左大将・源大納言（時中）・右大  
将（藤原道綱）・民部卿・大式△途中参入す▽・左衛門督、修理大夫  
（藤原懷平）・左兵衛督（藤原高遠）、以上非参議、右衛門督・左大  
弁・右大弁（藤原忠輔）・宰相（藤原齊信）・勅解由長官（源俊賢）  
扈従す。式部大輔（菅原輔正）留守。

「行幸の日右大臣・民部卿白の単衣を着くるは然るべからざる由の事。  
△御惱に依りて女院に行幸するなり▽」

右大臣追つて参院す。還御の騎馬扈従す。螺鈿の劔を着け、白の単衣  
を着く。尋常の時、大臣白の単衣を着くるは、はなはだ便宜無し。何  
ぞ行幸の儀を疑はん。就中指隱文の帯、螺鈿の劔を佩び、白の単衣を  
着用す。人々属目す。又民部卿同じく白の単衣を着く。故実を知らざ  
るか。今日上達部隱文の帯に螺鈿を着く。

「雅楽寮女院の御惱に依りて音楽を奏せざるの事」

雅楽寮例に依りて祇候す。然れども音楽を奏せず。院の御惱に依るか。  
晩頭還御す。

「中宮参り給ふの事。彼の宮に任ずる人々出家し給はずと称ふるの事」

今夜中宮（藤原定子）職の曹司に参り給ふ。天下甘心せず。彼の宮の  
人々出家し給はずと称ふと云々。はなはだ希有の事なり。外記行啓に  
扈従すべきの由を申さしむ。然れども候せず。行啓の事戸部<sup>(20)</sup>承り行  
ふ。

「公季内大臣に任ずべきの由宣旨を蒙るの事」

廿三日、乙卯。今日内大臣に任ずべきの宣旨、左大将公季卿これを承

る。はなはだ故無き事なり。

「道綱以つて大将を云ひ超えて大納言に任ずべき由の事。大将に任ずるに人を越えざる例の事」

廿五日、丁巳。或人云々す、「民部卿懷忠を以つて大納言に任ぜらるべし。右大将道綱を以つて権大納言を加へらるべし云々」と。戸部<sup>(26)</sup>に至りては任日上臈。事の理相当す。右大将任日下臈たり一年の下臈。而るを越任せらるべきの由未だ其の理を得ず。深く知ろしめざるか。倅かに先例を見るに、大将を以つて先任の人を越えず。延喜の聖代（藤原）定国（大将）、（藤原）国経を越えず、（藤原）道明（大将）、（源）昇を越えず。天曆の御時（藤原）師尹（大将）、（藤原）在衡を越えず。唯貞信公（藤原忠平）（源）湛・昇兩人を越ゆるなり。其の故有り、例と為すべからず。定国は延喜の聖主の外舅、又これ明臣。而るを殊に抽賞無し。具に竹帛に存す。若し彼の二朝の例を行はるれば、右將軍を以つて抽用せられ難きか。但し私に権の品を加ふるを惡まず、事の理を陳ぶ。此の由を知ろし食しながら、右將を抽せらるるに於いては、更に申すべからざるの由、便宜有らば奏すべき事、勘解由に相示し了はんぬ。

七月

「大臣召の事。大将道綱を任じて大納言に越任するの事」

五日、丁卯。今日大臣召<sup>(29)</sup>と云々。思ふ所有り参入せず。右衛門督（藤原公任）同じく参入せずと云々。大外記（中原）致時朝臣宣命の案内これを告げ送る。今日大納言藤原公季を以つて内大臣と為し、中納言藤原道綱を以つて大納言と為し、中納言藤原懷忠を以つて権大納言と為し、参議藤時光中納言と為すと。道綱は去年中納言に任じ、下官は去る長徳元年中納言に任ず。而るを道綱を以つて抽任せらるるの故未だ其の心を得ず。若し外舅并びに大将を以つて抽せらるる所か。<sup>(30)</sup>延喜の聖主（藤原）定国（大将）、外舅を以つて、（藤原）国経を越えられず。延喜・天曆等の例、先日漏奏せしめ了はんぬ。已に知ろし食す由を仰せらる。只次第に依りて、懷忠一人を任ぜらるべきの気色有り。而るを道綱を加へらる。左僕射（藤原道長）一日康保四年（藤原）伊尹（藤原）師氏を越え権大納言に任ずるの例を奏せしむ。これ村上先朝の例なりといへり。極めて驚駭する所。村上先皇彼の年五月廿五日崩す。同年十二月伊尹を以つて権大納言に任ず。年号は村上朝の年号と謂ふも、除目は冷泉院の除目。配代之□冷泉院の御宇のみ。牢籠の詞、万事推量す。用賢の世、貴賤研精す。而るを近臣類りに国柄を執り、母后（藤原詮子）又朝事を専らにす。無縁の身処するに何をか為さんや。又（藤原）良相の例<sup>(31)</sup>を勘へ奏せしむと云々。彼の間の事人敢へて知らず。文徳天皇の代なり。年紀百四五十年を算ふ。又

彼は賢能の人なり。抽賢の世か。延喜の聖代貞信公（藤原忠平）を以つて抽任せらる。又抽賢用能の時なり。今彼の例を以つて道綱を抽せらるるは、未だ其の理を知らず。僅かに名字を書くのみにて、一二を知らざる者なり<sup>(32)</sup>。又上古の例を勤へ行はるべくは、法師を以つて大臣に任じ大納言と為すべきか。豈に能く例と為さんや。大納言（源）時中今日内弁を行ふと云々。権左中弁（源）相方・大外記致時朝臣宣命を造る事を告ぐ。思ふ所有るに依り参内せず。左衛門督同じく参内せずと云々。平中納言（惟仲）長き齋に依りて参らず。勘解由長官（源俊賢）病に依りて参入せずと云々。故左衛門がために、今日率都婆を立てしめて供養す。仁僂阿闍梨を以つて行はしむ。左衛門はこれ女御（婉子女王<sup>(33)</sup>）の乳母<sup>(34)</sup>。誰人<sup>(35)</sup>頻愁受□□□之率都婆を立てしむる所なり。

〔除目の事〕

九日、辛未。今日除目。左右大将・民部卿△左大将内大臣、右大将道綱、民部卿懷忠△元のごとし。春宮大夫道綱、大藏卿左大弁（源）扶義、民部少輔大江清通△伯耆守を辞せし者なり。恩民部少輔に抽任せられ、未だその心を得ず。伯耆国已に亡弊す。仍つて辞退する所なり。申請に随ひて京官に任ぜらる。天恩の甚だしき、左府（藤原道長）の奏行する所なり△、伯耆守源政職△朱雀院の馬場を造る功△、摂津守

藤原理兼△去年尾張守に任ずる者なり。而るを彼の国不利と称へ、此の国を申す。意に任ずと謂ふべし。豈にこれ聖務ならんや△、尾張守藤原知光△今年摂津守に任ずる者なり。而るを今任ぜられて此の国に在り。近代の除目只人の心に在り△、民部少輔及び两国相替はる事、左府殊に奏定する所<sup>(34)</sup>、天下の貴賤いよいよ以つて歎悲す。大臣召及び今度の除目乱世の政なり。今日陣の召有りと雖も参入せず。夜に入り勘解由長官（源俊賢）来る。除目の案内を告ぐ。△平原阿闍梨来る。熟瓜を羞む。此の闍梨十有余年恨むる所有り来ること無しといへり。夏以降已に和氣有り。今日旧事を談説す。落涙雨の如く注ぐ。平慶法師年臆の附属。△

〔相撲の楽の事。△左府の病に依るか。天下の飢饉の事を付す△〕  
廿八日、庚寅。右衛門府生（凡河内）保年申して云ふ、「昨相撲の樂止むる宣旨を下さる云々」と。若し左府の病に縁るか。今夏飢饉極まり無く、今に止まず。樂有るべからざるの年なり。左府の定め奏する所、天下奇とする所。今自らの故を以つて停止せらるる有るは、天の為す所か。

八月

十一日、癸卯。左近将曹（三宅）滋明云ふ、「朔五日宰相中将（藤原

齊信)官人・立合・相撲長・相撲人等を召し饗を給ふ。布曳きせしめ、又相撲へ二番▽せしむ」と。驚奇極まり無し。布曳き等の事大将還り饗の外此の事無し<sup>(35)</sup>。若し先跡を知らざるか。將軍咎めらるべき事なり。又云ふ、「大将召合以前に<sup>(36)</sup>里第に於いて相撲せしむ」と。右將軍に異ならざるのみ。

十二日、甲辰。悩む所平復す。但し食頗る減ず。諸大夫<sup>(37)</sup>多く来会す。相遇して談話す。

十三日、乙巳。伯耆守(源)政職来る。赴任の由を触れ、談説の後、少禄へ黄朽葉の下襲▽を与ふ。菅宰相(輔正)来る。やや久しく人清<sup>(38)</sup>談す。

十四日、丙午。権左中弁(源相方)門外に来る。(藤原)国幹朝臣を以つて、満宣宅に通ふ事両三度報答す。件の弁の従者満宣宅に到り濫行を成し、雑物を取らる。今此の事に依りて召名<sup>(39)</sup>より下さしむ。其の事等に触れんがために来る所なり。

九月

「左府第の作文の事」

二日、甲子。伝へ聞く、「左僕射(藤原道長)第に於いて、上下属文し、人々多く以つて会合し、作文の興有り」と。時人許さず。

参内す。式部大輔(菅原輔正)・勘解由長官(源俊賢)同じく参る。しばらくして宮(昌子内親王<sup>(40)</sup>)に参り、薄暮退出す。前筑後守(藤原)時佐朝臣車の簾・革・桑糸等を志す。

「重陽の節会の事の儀、題に云ふ、菊これ仙草と為す」

九日、辛未。参内す。重陽の節会<sup>(40)</sup>と云々。未の終はりに出御す。内弁は右大臣(藤原顕光)。内大臣(藤原公季)已下標に就く<sup>(41)</sup>へ大納言(源)時中・(藤原)道綱・(藤原)懐忠、中納言(藤原)時光・(平)惟仲・参議輔正・(藤原)誠信・(藤原)公任・(藤原)忠輔・(藤原)斎信・俊賢▽。右大臣標に就かず。上達部参上の後腋より昇る。若し奏を経るか。内蔵寮紙筆を大臣の前に置き並ぶへ須らく上達部参上の後置き並ぶべしといへり。失なり▽。仍つて紙筆を公卿の□に並ぶべく催すも遂に置かざるなり。博士二人へ(三善)道統朝臣<sup>(42)</sup>・(大江)匡衡<sup>(43)</sup>。道統失儀はなはだ多し▽を召し、題を献せしむ。両儒題を一紙に書く。匡衡献する所の題を以つて題と為す。菊これ仙草と為す。開を以つて韻と為す。道統韻を付す。上卿の奏聞等の儀記すに違あらず。殊に失無きに依るなり。両儒退下の後、内蔵寮僅かに紙筆を公卿の座に給ふ。大臣参議公任を召す。道統朝臣・匡衡を召す

べきの由を仰す。南極に臨み両儒を召す。匡衡一人参上す。入道統退出  
し了はんぬ。これより先式部庭中の文台の筥を執り、東階の下に持  
ち来る。左近少将（藤原）重家<sup>(44)</sup>殿上の筥を取り、式部の所持する筥  
に取り重ね、御前入大臣の座の坤に当たる。例なり。に置く。其の後  
左少将（源）明理・右中将（源）宣方御障子の戸の下に就き脂燭を執  
る。相分かれ講詩を照す。上達部進みて御帳の東の辺に祇す。講師匡  
衡正に御帳の東に当たりて居り。左大臣（藤原道長）筥の蓋を置き、  
序の詩等入序は信賢朝臣を展開す。十余輩枚ばかり。先例第二の人  
然るべき詩を撰び、第一の人伝へ取り披展すといへり。左大臣絶句を  
献ず。中納言時光同じく絶句を上る。満座目を側む。自作ならざるを  
知るか。詩を講じ了はりて左大臣進みて御製を給はる。初めに置きた  
る詩を撒し、更に御製を披く。

「御製儒者の上達部を以つて読ましむるの事」

左大臣云ふ、「上達部の儒者を以つて講ぜしむるは如何」といへり。  
中納言惟仲云ふ、「本人を以つて読ましむべきか」といへり。左大臣  
猶予疑ひを持つ。余云ふ、「件の事前例無きにもあらず。延喜の間  
紀中納言（長谷雄）<sup>(45)</sup>を以つて御製を読ましむ。既に彼の例に依りて、  
康保の内宴の日<sup>(46)</sup>、（藤原）在衡卿<sup>(47)</sup>を以つて御製を講ぜしむ」と。

此の詞に依らしめ、参議輔正を以つて御製を読ましむ。御製数度朗詠

の後、左府御製を懐にす。自余常のごとし。入丑刻。

「礼に違ふの事」

粉熟未だ居ゑ了はらざるの間、内教坊の別當時中<sup>(48)</sup>妓女奏を奏す。□  
□の間の事なり。はなはだ早やかにて、違矢を為す。左大臣催す所  
無<sup>(49)</sup>乞矢を為し了はんぬ。汁物未だ居ゑざるの間左大臣箸を下す。国  
栖<sup>(49)</sup>参らず。主上しばらく入御の間、大いに御膳を汚す<sup>(50)</sup>五感。仍つて  
撒却せしむ。采女未だ見ざる所なりといへり。諸卿云ふ、「怪と為す  
べきか」と。

「詩を献すべきの由催し有りと雖も献せざるの事」

左大臣数度云ふ、「詩を献ずべし」といへり。或天氣有る由を示す。  
然れども固く辞して献ぜず。今夜左少将明理<sup>(50)</sup>昇殿を聴さる。

「一上布衣を着して城外するは先例を聞かざるの事」

廿日、壬午。今暁左府長谷寺に参らると云々。一上布衣にて<sup>(51)</sup>城外す  
るの例、そもそも前古を訪ぬるに聞かざる所なり。事々軽忽、未だ比  
ぶる所を知らず。

十月

〔旬の事<sup>(52)</sup>〕  
〔南殿に出御する事の儀〕

一日、壬辰。南殿に御すべしと云々。未の終はりに参入す。左右内の三相国（藤原道長・同顕光・同公季）、大納言（藤原）懐忠、中納言（平）惟仲、参議（菅原）輔正・（藤原）誠信・（藤原）公任・（源）扶義・（藤原）齐信・（源）俊賢等陣に候す。申の剋に出御す。西の剋に御盃の奏有り。此の間日漸く黄昏ならんと欲す。内侍臨檻（これより先左大臣唯奏文を見て返し給ふ。其の儀例のごとし。大外記（中原）致時内の印文を覽筈に納め上卿に奉る。見了はりて返し給ふ。庭立の奏有るべきに依る）。左大臣起座し、靴を着く。宜陽殿の西壇を経て軒廊の西第二間に立つ（南面して第一間に立つべきか。前年一間に立ち、今日二間に立つは、如何）。史（文）守永奏を執り上に奉る。奏聞の後還りて本所に立つ。史進みて奏を給はる。了はりて左大臣小庭を度る（軒廊の東第二間より出づ）。陣に跪く。史進みて膝突き<sup>(53)</sup>に着く。此の間左中将（藤原）正光<sup>(54)</sup>参上し、出居の座<sup>(55)</sup>に候す。大臣一々文を史に給ふ。史給はり了はりて還り出づ（此の間の儀具に記さず）。左大臣以下次第に□□□座に着く。次いで出居の侍従（藤原）陳政朝臣・（源）頼定朝臣日華門より入りて出居の座に着く（中将南侍従北）。自余は次第と云々。出居の正光甚だ儀度を失す。満座解頤す。厨の御贄有り。一献左大臣、献者に飲ましめず。□□□諸卿目す。

二三献例に依りて献者に飲ましむ。諸卿相示すに依りてなり。

〔高麗国の人対馬・老岐を虜掠するの事〕  
〔付此の事に依りて、音楽・庭立の奏等停止するの事〕

一献畢はるの間、左近の陣の官高声して曰ふ、「大宰の飛駟到来して云ふ、『高麗国の人対馬・老岐嶋を虜掠し、又肥前国に着き虜領せんと欲す』云々」と。上下驚駭す。三丞相度を失し、東の階より降りて案内を問ひ、兼ねて大式（藤原有国）の書状を披読す。上達部進みて丞相の所に向かふ。はなはだ以つて周章す。非常の事と云ふと雖も、階下に於いて三丞相都督の書を披読するは、言ふに足らず。下官起座せず。丞相座に復して云ふ、「奄美嶋の者海夫等の宅を焼亡し、財物を奪取す。又男女を舟に執り載せ將に去らんとす。なほ海上に浮きて犯を成さんの由云々」と。飛駟言上すといへり。音楽・庭立の奏等俄かに以つて停止す。斯の事に依りて番奏<sup>(56)</sup>有り。

〔少納言見参を唱ふる所の事〕

三献了はりて左大臣宣命・見参を奏す。返し給ひ了はりて仗の座に復す。少納言（藤原）統理宜陽殿の砌に進む。右大臣（左大臣列ならず）以下起座し（此の間雨注ぐ）、宜陽殿に進む。但し少納言見参を唱ふるの所諸卿覺えず。少納言統理云ふ、「宜陽殿の南の第二間に於いて

唱ふ」といへり。内大臣云ふ、「少納言軒廊の東二間に於いて唱ふ。上達部宜陽殿の西の砌の壇上に列なり、侍従□□後云々」と。他の卿相慥かに覚えざるに依りて答對無し。偏に彼の説に縁りて少納言軒廊に於いて見參を唱ふ。上達部宜陽殿の砌の上に列なり拜舞す。帰宿□□日記を見るに「天曆十年四月一日の旬少納言(紀)文相宜陽殿の南第三間の砌の上に進みて西面す。召の唱へ。大臣以下一々□□宜陽殿の西廂第三間以南に列なり立つ西面し北上す。侍従の大夫等列□□春興殿西廂西面し北上す」といへり。又或文を見るに、「少納言見參を給はり、宜陽殿の西廂に進みこれを唱ふ。王卿召に応じて殿を降り、同じく廂に拜舞す」と。今件等の文を見るに、内府の説饒謬と謂ふべし。若し出御せざるの例か。「天慶二年四月一日南殿に出御せず。少納言源興平雨儀に依り、軒廊の間の北に立ち見參を唱ふ西向すべし。王卿宜陽殿の壇上に立ち西向して拜舞す」といへり。内府此の文を見るか。余追悔して思ふ。此のごときの時慥かに文書を見て參入すべきなり。而るを心冷性情、事に臨んで前例に詳かならず。愚頑甚だし。亥の時に事了はんぬ。

「高麗国の人濫行の事入付朔日急事に依りて、凶事と雖も事を憚らず、僉儀有り」

左大臣以下陣の座に着く。右大臣云ふ、「今日朔日凶事を奏するは便

宜無きか」といへり。余云ふ、「飛駅の言上はこれ至急の大事なり。時を隔つべからず」といへり。何ぞまた吉日を選ばんや。諸卿これに応ず。仍つて左大臣大外記致時を召し、飛駅の解文を召す。文匣二台覽筥に盛り、上卿に奉る。一匣は奏<sup>(57)</sup>を注し、一匣は解文<sup>(58)</sup>を注す。督筥を披かしむ。但し飛駅の解文に至りては封を披かず、例の解文に至りては封を披きて見るなり。左大臣參上して奏せしむ。やや久しきの後座に復す。大宰府言上の解文等を下し給ひ、諸卿に定め申さしむ。奄美嶋の者乗船し兵具を帯び、国嶋の海夫等を掠奪す。筑前・筑後・薩摩・壹岐・對馬、或は殺害し或は放火す。人物を奪取し、多く海上に浮く。又当国の人処々に於いて合戦を為すの間、奄美の人矢に中り亦其の教有り。但し当国の人多く奪取せられ、已に三百人に及ぶ。府の解文に云ふ、「先年奄美嶋の人來り、大隅国の人民四百人を奪取し、同じく以つて將に去らんとす。其の時言上せず。今彼の例に慣らひて、自ら斯の犯を致すか。仍つて人兵を徵發し、要害を警固し、追捕せしむるなり。若し其の勤有らば勳賞を加へらるべし」といへり。又「高麗同じく兵船五百艘を艦し日本国に向かひ、奸を致さんと欲す」といへり。「誠は浮言と雖も、云々に依りて言上する所なり」といへり。

先日言上の類文書等有り。件の飛駅去る月十四日出府すと云々。はなはだ懈怠なり<sup>(59)</sup>。諸卿定め申して云ふ、「奄美嶋の者等の事、大宰府定め行ひ了はんぬ。亦重ねて要害を警固し、いよいよ追討を加へ、兼

ねて又仏神に祈祷すべし。若し追討の使々殊に勤節有らば、其の状に随ひ追つて褒賞すべきの由報符に載せらるべし。大宰飛駟を以つて言上すと雖も、事頗る軽きに似たり。勅符を給はるべからず。只官符を賜はるべし。又高麗国の浮言信ぜざるべからず。種々の祈祷を行はるべし」と。定めの詞甚だ多し。只これ大概のみ。丑の剋に諸卿退出す。此の間雨止まず。諸卿申して云ふ、「敵国がために種々の御祈祷を行はるべし」といへり。

十七日、戊申。昨日の夜左府の北方（源倫子）男子を産む。今朝書状を以つて左近權中将（藤原正光）の許に示し送る。立ちながら来りて相国が返事を伝ふ。

「女院御八講<sup>(60)</sup>の事」

十八日、己酉。左府に参り、立ちながら謁談す。産の事平安の由を賀せんがため。便ち女院（藤原詮子）に参る。白檀の釈迦如来・阿弥陀如来を造り、種々の経を奉写す。自身及び円融寺法皇<sup>(61)</sup>・先考（藤原兼家）・先妣（藤原時姫）・亡逝の兄弟三人（道隆・道兼・道義）がために菩提を成す。今日より五箇日を限り、八十口石徒講演を修せらる。御装束二襲・念珠管を以つてす。裏むに依りて其の形を見ず。螺鈿の二階の厨子二脚・同御櫛篋一雙入雑具を納むと云々。同香壺篋

一合入壺在り。同鏡篋・同御硯篋・薰爐入銀の籠。諷誦を修せらる。請僧に法服を給ふ。内大臣・右大将（藤原道綱）・民部卿（藤原懷忠）・平中納言（惟仲）・式部大輔（菅原輔正）・左兵衛督（藤原高遠）右兵衛督（藤原憲定）・右大弁（藤原忠輔）・勘解由長官参入す。朝講夜に入り了はんぬ。

廿二日、癸丑。大弼（源頼定）云ふ、「左右内の三府、大納言（源時中・道綱、中納言（藤原）時光・惟仲、参議輔正・誠信・忠輔・斉信・俊賢、三位（藤原）懷平院の事に参る<sup>(62)</sup>。右府外諸卿左府の産の七夜に詣づ。唯擲采の戯有るのみ。禄無く、引出物有り」と。

廿八日、己未。宮<sup>(63)</sup>より笠原の牧の駒一疋を給はる。一疋は（竹田）宣利に賜ひ、一疋は既に立つ。

「若狭守兼澄大宋の商客がために陵礫さるるの事」

若狭守（源）兼澄<sup>(64)</sup>大宋国の商人（朱）仁聡等がために、陵礫され□□朝面目を損ふ。悲しきかな。

十一月

「雷鳴の事」

九日、庚午。未の刻ばかりに雨甚だしく雷鳴す。若しこれ怪しきか。皇后宮（藤原遵子）の御詠経結願に参る。彼の宮大夫（藤原公任）・勘解由長官（源俊賢）参る。酒食の儲け有り。

〔御前に於いて作文有るの事〕

去る夜御前に於いて作文有りと云々。式部大輔（菅原輔正）・右大弁（藤原忠輔）・宰相中将（藤原齐信）・勘解由長官心製と云々。

〔新嘗会の事入付神嘉殿に行幸の事。儀、小忌の卿相の儀これ有り〕  
十八日、己戌。秉燭参内す。陽明門に納言の車・参議の車三両有るも、左仗一人の卿相無し。外記を召し小忌の卿相<sup>(65)</sup>の参不を問ふに、（能登）守成申して云ふ、「右大将（藤原道綱）・右衛門督（藤原公任）障りを申す。宰相中将一人参入す」といへり。右少弁（藤原）朝経云ふ、「右將軍雲上に候す」といへり。其の由を外記守成に仰す。守成將軍に触れ、帰り来りて云ふ、「明日慎む所有り、参るべからず。今夜大忌<sup>(66)</sup>に候す。暁更に及ばざる前に退出すべし」といへり。奇驚少なからず。小忌の人更に大忌に候す。未だ其の理を知らず。然りと雖も行幸に供奉するの所司を催し仰す。戌の終はりに南殿に出御す。此の間宰相中将参入す。守成初めに供奉の所司具し了はんぬる由を申し、今又大舎人候せざるの由を申す。仍つて且つは其の由を責め、且つは召

すべきの仰せを仰す。やや久しく事の由を申さず、代官を仰せ了はんぬ。左大臣（藤原道長）これに候す。入御せずと雖も、下りて御輿の後に候す。余及び宰相中将南庭に列なり立つ。次いで御輿を寄す入警蹕せず。腰輿▽。櫃を啓き鈴等持ちて候す。余一人前行す。宰相中将御輿に候す。右大将・左衛門督（藤原誠信）・左右大弁（源扶義・藤原忠輔）・勘解由長官大忌に候す。乗輿神嘉殿<sup>(67)</sup>に幸す。近衛先づ幔門を開く。余西の炬火屋の南頭に立つ入東面す▽。（一条）天皇殿に御す。了はりて宰相中将余の南に加はり立つ。御輿を罷り了はりて小忌殿に着く。余東面の北戸より西の座に着く。親王南面に座し、宰相中将同じ戸より入らんと欲す。余指示す。仍つて東西の南の戸より入りて弁・少納言の座に着かんと欲す。同じく示して宰相の座に着かしむ入東面す▽。次いで少納言・弁・中務輔・外記・史・内舎人・召使座に着き、膝突きを敷かしむ。これより先侍従の厨饗饌を弁備す。少納言・弁献盃す。三献了はりて汁物を居ゑ、箸を下す。外記を召し供神の所司の具不を問ふ。皆具し了はんぬと申す。但し宮内輔・侍従一人参らず。其の由を仰す。弁朝経に仰せ、供神の物の具不を問ふ。皆具し了はんぬる由を申す。

〔方忌み有り早に還御すべきの事〕

今夜方忌み有り、早に還御すべく、仍つて雑事を催し仰す。外記を差

はし御湯の了不を案内せしむ。申して云ふ、「只今御湯了はんぬ。門を開くべし」といへり。仍つて座を起ち西の腋門より出づ。此の間近衛門へ幔門を謂ふVを開く。大舎人門に叫ぶ。關司<sup>(68)</sup>伝奏し、還り来りて伝宣す。了はりて余劔を脱し笏を指し、打払筥<sup>(69)</sup>を執る。

〔近衛府の人卿相たるの時、兵具を撤し坂枕等を昇き了はんぬ〕

南門より入り神殿に進む。宰相中将・少納言の兩人坂枕<sup>(70)</sup>を昇く。中将兵具を脱ぎ笏を指す。但し綏<sup>(71)</sup>は脱がず。例なり。弁以下の六位御畳を昇く。余神殿に進むの間、近衛の次将見えす。仍つて左近の官人を召し案内せしむ。其の間やや久しく庭中に立つ。剋移るの後、左右の次将南の階より登るへ兵具を脱ぎ階の東西の腋に置くV。神殿の幌を褰ぐ。掃部の官人先に入りて神殿の内に候す。余昇りて打払筥を掃部の官人に授け、退き帰りて南の階の西に立つ。次第<sup>(72)</sup>参上し、掃部の官人に授く。五位南の階の東の腋に立ち、上達部西の腋に立つ。六位待ちて御畳を昇き了はんぬ。余及び宰相中将五位引き還る。南門より出で西の腋門に入り、小忌の座に復す。此の間夕べの神饌を供ふ。しばらくして撤す。一二剋ばかりを隔てて又晝饌を供ふ。しばらくしてこれを撤す。還御の早やかなるべきに依る。余外記を指し案内を取る。申して云ふ、「關使出づ」といへり。余及び宰相中将以下西の腋門より出づ。大舎人門に叫ぶ。關使の伝奏・伝宣初めのごとし。余以

下神殿に進む。近衛の次将神殿の戸を開く。掃部の官人先に神殿の内候す。余これに進む。

〔打払筥紛失の事〕

掃部の官人云ふ、「打払筥無し」といへり。はなはだ以つて奇驚す。

又々女官の執る所に案内し、即ち尋ねて余に授く。但し打払布無し。

女官の盜る所か。□門より出でて掃部寮にて賜はる。次第布を

撤す。了はりて西の腋門より帰る。西の炬火屋の南に立つ。次いで御

輿を進めて宮に帰る。中和院<sup>(73)</sup>に於いて左近の次将これを問ふ。大忌

の卿相名を称へ、南殿に於いて小忌名を称ふ。了はりて退出す。□丑

の刻に及ぶ。

十二月

〔阿闍梨忠暹女院に於いて頓死の事〕

十日、庚子。去る夜忠暹へ内供阿闍梨V、女院(藤原詮子)に於いて頓死す。又云ふ、「寢死す<sup>(74)</sup>」といへり。弟子等隠忍するも今朝発覺す。左府(藤原道長)供となす人々院の座に着き、其の穢れ遍満す。又此の宮(昌子内親王)に引き来る。教童元服の事十三日に行はるべし。而るを此の穢れに依りて延引す。

〔月次・神今食参議一人着き行ふの事〕

十一日、辛丑。月次<sup>(75)</sup>・神今食等右大臣(藤原)忠輔一人これを行ふ。神今食参議一人これを着き行ふ例希有なり。今日月次祭にて余分配に当たるとも、触穢に依りて着かず。其の由先日外記に仰す。

〔左衛門督・左大弁・外記の兀子紛失の事〕

十六日、丙午。左衛門督(藤原誠信)・左大弁(源扶義)・外記の兀子<sup>(76)</sup>紛失すと云々。奇怪の事なり。

〔注記〕

長徳三年(九九七)

(1) 外弁・内弁<sup>||</sup>げべん・ないべん。即位式、朝賀、節会など、重要な朝儀に際し、大極殿で行われる時は、会昌門、紫宸殿で行われる時は、承明門の中に在って儀式を統轄する「内弁」に対して、門外に着して事を行う公卿を「外弁」という。「内弁」の語は、内弁大臣(または納言)一人を指すが、外弁は複数の公卿を総称し、特にその上首を「外弁上卿」「外弁上」という。

この日「外弁」をつとめたのは実資であるが「内弁」は右大臣の藤原顕光(「至愚之又至愚」と道長に称された。時に五四歳・実資は四一歳)であったと思われる。

(2) 貫首<sup>||</sup>かんじゅ。貫主・管主とも書き、頭だった人という。

(3) 造酒正代<sup>||</sup>みきのしょうだい。造酒司(みきのつかさ)の長官代理。造酒司は宮内省被官の官司で、供御(天皇・中宮・東宮用)及び朝廷の諸節会・神事に用いられる酒・醴・酢などを醸造する司。

(4) 一献<sup>||</sup>いっこん。酒宴における最初の勸杯。『四季草』に「一献といふは、何にても肴(吸物も肴なり)を出し、盃・銚子(提子も銚子に付て出るなり)を出して三度(三盃の事なり)すすめて、其肴の膳もどり、盃も銚子も入る、是一献なり」とある。丁寧な宴会では九献にも及ぶことがある。また『西宮記』に「三献間、客人不<sup>レ</sup>動<sup>レ</sup>

座、四献以後諸脚起「座献盃」ともある。

(5) 史生 $\parallel$ ししよう。所属官司の文書を清書、書写、装丁し、四等官の署名をとるのを職掌とする書記的職員。四等官の下、主典(さかん)の次に位する官。一分の官(いちぶのかん)、ふみびと、ふんびと、とも称した。

(6) 一の親王(脩子内親王) $\parallel$ ながこないしんのう。(九九六〜一〇四九)。一条天皇第一皇女。母は皇后藤原定子(関白藤原道隆女)。同母弟妹に敦康親王、嬖子(よしこ)内親王がいた。長徳二年十二月十六日誕生。

(7) 着鉢の囚 $\parallel$ ちゃくだのしゅう。鉄製の足かせでつながれている囚人。

(8) 一分召 $\parallel$ いちぶめし。一分官(諸国の公廩稻の配分比率を以て史生、国博士、国医師らの職をかく称した)の任官除目のことをいう。

(9) 円教寺 $\parallel$ えんきょうじ。山城国葛野郡の仁和寺を中心にして造営された四円寺の一。

(10) 直物 $\parallel$ なおしもの。除目の改訂。除目の後、式部、兵部両省に送られた召名(新任官者の名簿)に文字や官位等の記載に誤りがあった場合、その手直しを行う儀式。

(11) 小除目 $\parallel$ こじもく。臨時に行われた小規模の除目。

(12) 独り床子 $\parallel$ ひとりしょうじ。個人用の腰掛の一種。寄り掛りがなく、机のような形をして、上面は細い板を横に並べ、少しずつ透かした

簀子張りになっている。禁中で使用した。

(13) 石清水の臨時祭 $\parallel$ いわしみずりんじさい。京都の石清水八幡宮で、ほぼ隔年の三月中旬の日(二午の時は下午の日)に行われていた祭りで、天禄二年(九七一)より永例となった。放生会が恒例であったのに対し臨時であるため、このように呼び、加茂祭を北祭と呼ぶのに対して南祭と呼んだ。

(14) 寺家上下嗟歎す。御修法の因となった伊周の怨霊の事について嗟歎したか。

(15) 皇后宮(藤原遵子) $\parallel$ ふじわらののおこ・じゅんし(九五七〜一〇一七)。第六四代圓融天皇の後宮。関白頼忠の一女。天元五年(九八二)三月十一日中宮となったが、この時女御詮子に懐仁親王(のちの一条天皇)が生まれており、親王のいない遵子を立后させたということで、素腹の后と呼ばれた。正暦元年(九九〇)十月皇后となり、長徳三年(九九七)三月十九日増賀を導師として出家した。『小右記』は、これに預かった人として覚慶等をあげている。

(16) 令旨 $\parallel$ りょうじ。皇太子、三后(太皇太后・皇太后・皇后)の仰せを下達する文書様式。

(17) 擬階の奏 $\parallel$ ぎかいのそう。平安時代、毎年四月七日に行われた恒例の儀式。二月十一日、六位以下に叙すべき者の位階について、文官は式部省で、武官は兵部省で擬階簿を作って、四月一日に太政官に

送り、太政官はこれに勅考を加えて、別に奏文を作成し、それを四月七日に参議以上が紫宸殿に参集して、大臣が天皇に上奏、次いで式部、兵部の二省が成選短冊を奏覧する儀式。

(18)便座Ⅱべんざ。貴人の休息する部屋で、正式の奥座敷でない傍の応接室。

(19)近衛の面Ⅱこのえのめん。近衛の面々。

(20)還祿Ⅱかいろくカ。還饗（かえりあるじ）——賀茂祭・賀茂臨時祭・石清水臨時祭・春日祭等の祭礼に於いて、社頭の儀が終わり、祭使が京内に戻った際に催されるねぎらいのための宴——の時に出席した祿か。

(21)羞むⅡすすむ。食物をすすめる。

(22)左衛門尉（橋）則光Ⅱたちばなののりみつ。生没年未詳。『江談抄』『今昔』『宇治拾遺』『枕草子』などの文芸作品に度々登場する平安中期の官人。橋氏の氏長者敏政男。母は花山院乳母の右近尼。清少納言の夫の一人。左衛門尉等を経て従四位上陸奥守に至る。参議藤原齐信の家司であった。

(23)（平）公誠朝臣Ⅱたいらのきんざねあそん。生没年未詳。平安中期の歌人。従四位下陸奥守平元年の子で、従五位下周防守に至る。

『御堂』長和元年（一〇二二）閏十月二十七日条に、大嘗会御禊の行列の前駆一〇人として名が見える。『拾遺』以下の勅撰集に六首

入集。

(24)東宮の休み所（藤原城（城））子Ⅱふじわらのすけこ。「城」は「城」にも作る。東宮居貞（いやさだ）親王（のちの第六七代三条天皇）の御息所。

(25)男子（敦儀）Ⅱあつのり。（九九七〜一〇五四）。東宮居貞親王の第二皇子。敦明（あつあきら）親王（のちの小一条院・顕光女延子、また道長女寛子を室とする）後出、長保元年七月二十三日の条、注記番号先の(31)の弟宮。

(26)一品宮（資子内親王）Ⅱすけこないしんのう。（九五五〜一〇一五）。村上天皇皇女。母は皇后藤原安子（右大臣師輔女）。天禄三年（九七二）三月昭陽舎において藤花の宴を催した折、一品に叙され、三宮に准ぜられる。寛和二年（九八六）正月出家、入道一品宮と称される。

(27)故宣旨Ⅱこせんじ。道長の女彰子に仕えた上東門院宣旨源陟子（みなもとのただこ）が著名だが、本条と年時の上で整合しない。

(28)戸部Ⅱこぶ。こほ。民部省の唐名。こほは民部卿藤原懷忠を指す。

(29)大臣召Ⅱだいじんめし。大臣の任官は通常の除目の形式をとらず、まず兼宣旨により任官が内示され「任大臣儀」（大臣召、任大臣節会とも）の日時を選ぶよう命ぜられ、当日は大臣の転昇や新任、およびそれに伴う納言、参議の異動が宣命で述べられる。

(90) 外舅並びに大将を以って抽せらるる所か道綱が大納言に推挙されるのは、除目の評定の首席である左大臣の道長が、一条天皇の外舅であり、かつ道綱が右大将の地位にいたるためか。

(91) (藤原) 良相の例ふじわらのよしみ(八一三〜八六七)のれい。

贈太政大臣冬嗣の第五子で、人臣最初の摂政になった藤原良房は兄に当たる。女の多可幾子は文徳天皇の女御。嘉祥(八四八〜八五二)の初めに参議になり、次いで陸奥出羽接察使、春宮大夫、権中納言、右近衛大将等を歴任、天安元年(八五七)右大臣に昇進した。度量が広く才弁に富み、民政に尽力した。在官中に『貞観格式』『続日本後記』の編纂に従事した。貞観八年(八六六)十二月、宿痾と出家を理由に職を辞する旨上表したが許されず、当時兼任していた左近衛大将を解かれたのみであった。

(92) 不知一二者也。ここは「つまびらかに知らざる者なり」とも訓めるが、今は「一二も知らざる者なり」と訓んでおく。

(93) 女御(婉子女王) 〓つやこじょおう。(九七二〜九九八)。村上天皇皇子為平親王女。母は源高明女。寛和元年(九八五)七月十八日、花山天皇の女御低子が卒したのち、同年十二月五日、十四歳で入内、女御となる。同二年六月二十三日、天皇出家後、藤原道信、実資と交渉を持ち、道信は敗れて、「うれしきはいかばかりかと思ふらん憂きは身にしむ心地こそすれ」と詠じた。結局女王は実資の室とな

り、長徳四年九月に卒去。

(94) 両国相替はる事、左府殊に奏定する所。尾張摂津両国司相博(そうはく。そうばく。土地、家屋その他の財物、または官職を交換すること)は道長の特に奏し行う所ということ。

(95) 布曳等の事大将還饗の外此の事無し。還饗(かえりあるじ)は相撲節会終了ののち、勝方の近衛大将が相撲人を自邸に招いて饗応を行なうこと。「布曳」(ぬのびき)は、その際に左右の相撲人がそれぞれ一反の布を縄状に撚り、これを引いて力を競う競技で、勝者にはその布が与えられた余興的行事。ここは近衛大将ではない右中将斉信の分を過ぎた行為を批判したもの。

(96) 大将召合以前に相撲の節会の日程は、毎年節会(大の月は七月二十八・九日、小の月は二十七・八日)の二日前に「御前の内取」(仁寿殿の東庭、または清涼殿の第三の間で天皇御覧のもとに行われる相撲)があり、節会の当日は、天皇が紫宸殿または武徳殿に出御し、南庭で行われる相撲を観覧する。これを相撲の「召合」(めしあわせ)という。節会の翌日には「拔出」(ぬきいで。前日の優勝者の取り組み)と「追相撲」(おいすまい。近衛の舎人などに相撲させるもの)が行われる。ここは右大将道綱の、斉信と同じく分を過ぎた行為を非難したもの。

(97) 諸大夫。〓しよたいふ。大まかには五位以上の官人の敬称といつてよ

い。通例は五位の人を指して用いられ、「たゆう」という。

(38) 召名にめしな。除目の結果の人々の名を清書列記し、太政官より天皇に奏聞した文書。

(39) 宮(昌子内親王)にまさこないしんのう。(九五〇〜九九九)。第

六一代朱雀天皇第一皇女。母は女御熙子女王(第六〇代醍醐天皇皇子保明親王女)。応和三年(九六三)二月東宮妃となり、康保四年(九六七)九月、冷泉天皇の皇后となる。但し天皇の病のため殆ど同殿せず、里第に御することが多かった。天延元年(九七三)七月皇太后、寛和二年(九八六)七月太皇太后となる。仏心篤く、寛和元年(九八五)二月、北岩倉山の大雲寺内に観音院を創立し、自ら行啓して供養した。長保元年(九九九)十二月一日、権大進橋道貞の三条第に於いて崩御。三条太皇太后、観音院太后と称される。歌人としても有名。『源語』の藤壺中宮(平安朝で、内親王で后になったのは、第五二代嵯峨天皇の皇女の正子内親王とこの昌子内親王だけ)に比定されている。

(40) 重陽の節会にちようようのせちえ。毎年九月九日に行われた年中行事。行事の記事は『書紀』より見えるが、朝儀として定着するのは、淳和朝の天長八年(八三一)からである。この日、天皇が紫宸殿に出御し、皇太子以下、官人が参入し、賦詩のことがあった。そして内膳司により天皇・東宮に膳が供せられ、公卿も宴を賜った。のち

国栖奏、舞が行われ、詩の披講を以て儀は終了した。

(41) 標に就くにひょうにつく。「標」は「版位」(はんい。へんい)のこと。朝廷に於いて儀式を執行する時、庭上に参列する群臣の列位を定めるために置いた木の板をいう。「へんに」とも。

(42) (三善)道統朝臣にみよしのみちむねのあそん。生没年未詳。平安中期の文人官吏。父は清行の二男で天曆二年(九四八)ごろ式部少輔であった文明。安和二年(九六九)大学頭、天延二年(九七三)文章博士となる。長徳三年(九九七)のこの日、文章博士として重陽宴の詩題を献じているが、その後の消息は不明。

(43) (大江)匡衡におおえのまさひら。(九五二〜一〇一三)。平安中期の官人学者。式部大輔重光男。母は一条摂政藤原伊尹家の女房三河。女流歌人の赤染衛門を室とし、挙周、江侍従を儲ける。永祚元年(九八九)文章博士。博士として長保・寛弘の年号を勘申。長徳三年(九九七)のこの年、東宮(居貞親王、のちの三条天皇)学士を兼ねる。長和元年七月十六日卒去。時に六十一歳。実資は匡衡から遺族を託されたが、その死に際し「当時名儒無三人比肩一王道滅」と書いた。和漢の才に秀でたことは、数多くの詩会に詩を賦し、多くの漢詩集を遺したことから知られる。『栄花物語』は、匡衡が着手し、その死後に赤染衛門が完成させたとの見解もある。

(44) 左近少将(藤原)重家にふじわらのしげいえ。(九七七?)。左大

臣顯光男。母は村上天皇皇女盛子内親王。「本朝美人」「光少将」と称された。長保三年（一〇〇一）二月、源成信とともに三井寺に密行し出家を遂げた。時に二十五歳、従四位下左近衛少将兼美作守であった。出家の理由は、一条朝の俊秀、四納言の才学に圧倒され、奉公の自信を失ったことによると『古事談』は伝えている。（後出、長保元年十一月三日の条。注記番号・後の(4)）

(45) 紀中納言（長谷雄） Ⅱきのちゅうなごんはせお。（八四五〜九二二）。平安前期の学者、漢詩人。子に『古今和歌集』真名序の作者に擬せられる淑望がいる。寛平二年（八九〇）に文章博士。延喜二年（九〇二）参議。同十一年中納言。学閥の対立の激しかった当時の文人社会の中で、道真と親昵な関係にあり、『菅家後集』は太宰府より長谷雄に遺贈されたという。道真亡き後の延喜期の漢詩文・学問の世界の指導的役割を果たした。

(46) 康保の内宴の日 Ⅱこうほのないえんのひ。「康保」は第六二代村上天皇在位（九四六〜九六七）の末の康保年間（九六四〜九六八）。「内宴」は正月二十一日から二十三日のうちの一日を選んで天皇が正月多忙の群臣にねぎらいの私的な宴を開いたもので、その宴で、天皇は仁寿殿に出御、文人の詩が行われ、舞妓の奏があり、講師、読師の献詩披露が行われた。

(47) （藤原）在衡卿 Ⅱふじわらのありひらきょう。（八九二〜九七〇）。

中納言山陰孫。女に村上天皇正妃となった按察更衣がいる。天慶四年（九四一）参議。中納言、大納言と進み、安和二年（九六九）右大臣となる。翌三年正月左大臣に昇るが、十月十日に至り薨去。

(48) 内教坊の別当時中 Ⅱないきょうぼうのべつとうときなか。「内教坊」は令外の官の一で、女楽を教習することを掌る官司。「別当」は、その長官で近衛の中・少将が補されていたが、後には大・中納言で糸竹の事に詳しい者を以てこれに兼補した。この時の別当は、大納言源時中で、彼は郢曲等を相承した楽家源氏の一人で、篳篥、和琴、言源時中で、彼は郢曲等を相承した楽家源氏の一人で、篳篥、和琴、郢曲、舞曲等の管絃歌舞に卓越していた。

(49) 国栖 Ⅱくず。大和国吉野に先住し他村落と交渉せず古俗を保持して、宮中の節会に参加、贄を奉じ歌笛を奏した。これを国栖奏（くずのそう）という。諸節会に参賀する国栖は、笛工五人を含む一七人で、彼らは国栖別当の支配下にあり、正税を免除された。

(50) 左少将明理 Ⅱあきまさ。生没年未詳。平安中期の官人。醍醐源氏。永延二年（九八八）右近衛少将、同四年左近衛少将に転任。父が藤原伊周の岳父であった関係から中関白家と深く結び、長徳二年（九九六）四月、伊周・隆家兄弟による花山院闘乱事件に連座し、殿上簡を削られていたが、この日、昇殿を聴されている。実資と近しく、行成とも親しく、『大鏡』は「明理・行成と一雙にいれたまひし」と載せている。

(51) 一上布衣にて「一上」(いちのかみ)は、筆頭の公卿の意で、通常は左大臣がこれに当たる。「布衣」(ほい)は布製、無紋の狩衣のこと。布(麻布)製であったため「布衣」と呼ばれ、これを着る六位以下の身分の物を「布衣」と呼んだ。元来、狩衣は公家が遊獵用に着る表着であった。

(52) 旬の事「旬」は「旬政」(しゅんせい)のこと。毎月一日、十一日、十六日、二十一日に天皇が紫宸殿に出御し政を聴く儀式で、その後に群臣と共に宴が催された。しかし次第に衰退していき、十世紀には四月一日に行われる孟夏旬と十月一日に行われる孟冬旬のいわゆる二孟旬だけが恒例となった。

(53) 膝突「ひざつき。軾(しよく)。宮中の庭上または殿上で、礼拝の位置を示すために敷く座席である。布または薦の長方形の敷物をいう。

(54) 左中将(藤原)正光「ふじわらのまさみつ」。(九五七―一〇一四)。藤原兼通の六男。長徳二年(九九六)藏人頭、寛弘元年(一〇〇四)参議兼大藏卿。道長の姉詮子に皇太后宮権亮として、また道長女彰子には中宮亮として仕えた。実資がいうところの道長周辺の恪勤上達部の一人と目される人物である。清少納言は「大藏卿ばかり耳と

き人はなし」と、正光の聴覚の鋭かったことを紹介している。この後、十月十七日の条にも出る。

(55) 出居の座「でいのぞ。朝廷で賭弓、相撲、御齋会、内宴、二孟旬等の儀式の時、種々の役務や威儀のために臨時に設ける座。

(56) 番奏「ばんそう。四月一日、十月一日の二孟旬儀の際、六衛府の役人が各衛府の名簿を奏上する、その事。

(57) 奏「そう。飛駅(ひえき)は駅制の中で最も速い交通方式で、飛駅上式(奏)飛駅下式(勅)によって、諸国と中央の間で上申と下達が行われていた。

(58) 解文「げぶみ。八省以下の内外諸司が太政官及び所管の官司に上申する文書。

(59) はなはだ懈怠なり「はなはだけたいなり。飛駅の速度は『公式令』に「事速者一日十駅以上」とあり、十駅は三〇〇里で約一六〇kmである。太宰府の飛駅奏状が中央に到着し返報が発せられるまでの日数は、宝亀九年(七七八)で足かけ四日(『統紀』十月二十八日条)、承和三年(八三六)で足かけ八日ないし一八日(『統後紀』七月十七日、二十五日、八月二日条)であるから、飛駅は平安時代になつて弛緩したことが認められる。

(60) 八講「はっこう。法華八講(ほっけはっこう)。法華経八巻を巻別に八座で講ずる。多くは一日朝座、夕座で、四日間で行う。追善のための営為であるが、九世紀後半より宮廷、私家、寺社に於いて盛行した。追善や逆修のための八講は、それを営む主体である家や

個人の権勢を示す機会にもなった。

(61) 円融寺法皇⇒えんゆうじほうおう。(九五九〜九九一)。第六十四代

円融天皇。在位九六九〜九八四。外戚政治をもくろむ権勢家にかこまれて、後宮である叔父兼家女詮子が懐仁親王(のちの第六十六代一条天皇)を生むと、自ら讓位を考えざるを得ず、二十六歳で東宮

師貞(第六十五代花山天皇)に讓位。懐仁は東宮となる。その後、御願寺円融寺に入り、仏門の人となる。

(62) 院の事に参る⇒東三条院詮子法華御八講結願に参るの意か。

(63) 宮⇒みや。太皇太后昌子内親王。(前出、長徳三年九月二日の条・

注記番号・9)

(64) (源)兼澄⇒もなもとのかねずみ。生没年未詳。光孝源氏。三十六歌仙公忠の孫、信孝の子。勅撰歌人命婦乳母の父。大中臣能宣の女婿で、その息輔親と並ぶ一条朝の専門歌人であった。能宣、輔親父子をはじめとして、清原元輔、曾祢好忠、藤原長能、実方らと親交があった。

(65) 小忌の卿相・(66) 大忌⇒「小忌」(おみ)は「小斎」(おみ)で「大忌

(大斎)「(おおみ)」に対する。「おおみ」は「おおいみ」の略で、おまかに物忌するの意に対して、「小忌(小斎)」は大嘗祭、新嘗祭等の神事、節会に奉仕する際、嚴重に斎戒する者をいう。「小忌

(小斎)」の人は、祭に当たってトを以てこれを定め、上首の官人を

「小忌上卿」といった。このトに合わない人は「大忌(大斎)」となる。

(67) 神嘉殿⇒しんかでん。平安宮の内裏西にある中和院(中院)の正庁。六月、十二月神今食、十一月新嘗祭の年中三度、天皇親祭が行われた常設の神殿。

(68) 闕司⇒いし。こもんのつかさ。みかどのつかさ。後宮十二司の一。

「闕」は宮中の門の意味で、諸門の鍵を預かる後宮の役目で、また奏聞、宣伝することもある。天皇の南殿出御の時には、闕司の奏がある。

(69) 打払筥⇒うちばらいのはこ。「打掃筥」とも。打掃布を納めるための筥。長さ一尺六寸、広さ一尺四寸。打掃布は大嘗祭や神今食の時、神座を清め払うために用い、古くは一丈六尺、のち六尺九寸となる。筥は坂枕(神座)の縁に置かれる。

(70) 坂枕⇒さかまくら。神座。薦で作った祭礼用の神枕。頭をのせる部分が首の方に斜めに傾いて坂のようになっているところから坂枕という。踐祚、大嘗祭、神嘗祭、神今食等の祭礼時に神座の八重畳に敷いて神に供した。

(71) 綏⇒すい。おいかけ。ほおすげ。武官の冠の両耳の上につけた菊の花を半分にしたような形の飾り毛。

(72) 次第⇒しだい。節会などの順序、経緯をしきってゆく次第司(しだ

いし)のことか。

(73) 中和院<sup>11</sup>ちゅうかいん。平安宮内の一院。内裏武徳門の西、真言院の東に位置し、中院、神今食院とも記される。新嘗祭、神今食祭など天皇による親祭に用いられ、また神今食祭に先立つ月次祭の場として用いられることもあった。

(74) 寝死す<sup>11</sup>しんしすか。「寝」は「ねる」の意で病気で床につくこと。忠暹の死は「頓死」というほかに、弟子たちが秘匿して来た病気に原因するものであったか。

(75) 月次<sup>11</sup>つきなみ。月次祭(つきなみのまつり)のこと。毎年六月・十二月の十一日、神祇官で行われた祭儀。『延喜四時祭式』では中祀とされ、三〇四座の神々に幣帛が奉られた。月次祭の夜、中和院にて神今食の儀が行われ、天皇の出御があり、旧穀を以て神祇に供薦し、天皇自身も食した。

(76) 兀子<sup>11</sup>ごつし。朝廷の儀式の際に用いられる座具の一つ、本来は参議以上の議政官に用いられていた。方形の板の四隅に脚が付けられ、茵などの敷物を敷いて使用されていた。

長徳五年（長保元年秋冬）

七月

一日、辛巳。内豎<sup>(1)</sup>来りて、早やかに参るべき由を仰す。即ち蔵人弁の御竈神移し奉る事<sup>(2)</sup>行ふべし。今日障り有り参るべからず」といへり。しばらく綸旨を奉ずるの由申さしめ了はんぬ。大外記（滋野）善言朝臣を召し、明日供奉の人々及び六衛府の陣の事等を仰す。又宮主の事<sup>(3)</sup>蔵人弁の所に示し遣る。熟瓜十二駄出で来る。処々に分かつ。

二日、壬午。法興院<sup>(4)</sup>に参る。故入道殿（藤原兼家）の御忌日。民部卿（藤原懷忠）・藤中納言（時光）・式部大輔（菅原輔正）・左右衛門督（藤原誠信）・（藤原公任）・左大弁（藤原忠輔）・宰相中将（藤原齊信）・源宰相（俊賢）同じく参る。講説の後行香有り。左衛門督（誠信か）・宰相中将（齊）巻纒し、右衛門督（公任）巻纒せず。此の間同じからず。警固の間、非参議の人巻纒し所々に向かふ。両説有るを示す。上達部他所に向かふの時巻纒せず。右金吾<sup>(5)</sup>（誠信公任）を以つて是と為す。余行香了はりて即ち出づ。

「御竈神を移し奉るの事」

日入るの間参内す。蔵人弁を以つて事の由を奏せしむ。仰せて云ふ、

「今日御竈神を移し奉るべく、其の事行ふべし」といへり。外記（滋野）善言朝臣を召し六衛府の候不を問ふ。申して云ふ、「悉く参入す」といへり。余問ひて云ふ、「佐<sup>(6)</sup>若し候すか」と。申して云ふ、「年々日記を見るに、供奉は判官<sup>(7)</sup>以下」といへり。此の間戌の一點、弁・少納言・外記・史等を相率る上東門より入る。朔平門を経て内膳司に向かふ。諸衛祇候す。先づ宮主を以つて御祓を奉仕せしむ（戌の二點）。其の後御竈神を迎へ奉る（三所。忌火・庭火・平野。天元三年日記に云ふ、「平野に至りては移し奉らず。然れども度々の例に依りて移し奉る」と）。六衛府の左右の陣其の中央に列なり、御竈神を荷ひ奉る。宮主・奉膳・典膳相従ふ。上卿以下後列に候す。院の西門より入り院の乾の舎に移し奉る（今日これを新造す）。了はりて宮主を以つて又御祓せしむ。上卿以下両所に於いて着座せず。只便所に立つ。御祓了はりて退出す。

「中宮大夫惟仲病に依りて辞表を上るの事」

中宮大夫（平）惟仲病に依りて中宮大夫を辞するの表を上ると云々。三日、癸未。弘暎禅林寺<sup>(8)</sup>に向かふ。故女御（婉子女王）の周忌法事の日なり。源相公（俊賢）・右兵衛督（源憲定<sup>(9)</sup>）・右源中将（頼定<sup>(10)</sup>）早に来る。堂東の妻に飯底を接して食を羞む（儲けしむる所）。四品五品来会す。上達部・殿上人・諸大夫多く俗客の所に在るの由と云々。

早朝先づ法服を七僧に送る。僧綱は紫甲、凡僧は檀甲。阿弥陀の浄土を図き奉り、銀字の法花経・具経等を書き奉る。紺紙水精(11)の軸、紫檀の筥。蘇木を以つて潤色す。に納む。未の剋ばかりに鐘を打つ。

諸僧入堂し、入礼座に着く。申の終はりに事訖はんぬ。

七僧(12)

講師前律師敵久(13) 咒願律師慶円

三礼律師深覚(14) 読師阿闍梨院源(14)法性寺座主

唄阿闍梨仁儀 散花阿闍梨証空(15)

堂達内供阿闍梨覺縁 此の外六十僧を囑請す。

請僧の布施

僧綱おのおの米三十石。凡僧(16)おのおの廿石。以上七僧。

題名の僧おのおの二石。分経の僧二口おのおの石米。

濫僧(17)の供五石。檢非違使を以つてこれを行はしむ。

粥時(18)の人々

平中納言(惟仲) 右衛門督(公任) 左兵衛督(藤原高遠) 近江

守(源)則忠 右馬頭(藤原)通任 摂津守(藤原)棟世 (源)奉

職朝臣

諷誦の所々

式部卿宮(為平親王) △二百端 北方(源高明女) △百端

余 △二百端 中務宮(具平親王)の北方(為平親王女) △百端

右兵衛督。手作布三十端。名香宮君。左府(藤原道長)の妾妻。願文。式部権大輔(大江)匡衡。これを作る。

入礼の人々

上達部。式部大輔(輔正)・右衛門督(公任)・左兵衛督散三位・左

大弁(忠輔)・源相公(俊賢)。

殿上人九人 地下四位七人 五位三十人

今日堂童子(19)五位を用ゐる。酉の剋ばかりに家に帰る。右兵衛督・源

亞將亡者に親しきに依りて束帯せず、余と同じ所に在り。

四日、甲申。昨修理大夫(平)親信・権左中弁(藤原)説孝昇殿を聴

さると云々。数外。

五日、乙酉。女院(藤原詮子)に参る。院の人云ふ、「今日御読経結

願」と。式部大輔(輔正)同じく参る。気色を見るに、早やかなるべ

からざるに似たり。仍つて式部大輔相共に参内す。左衛門督(誠信)

・源相公(俊賢)同じく参る。しばらくして院に帰参す。右大将(藤

原道綱)・式部大輔(輔正)・左衛門督(誠信)・左大弁(忠輔)・

源宰相(俊賢) 祇候す。行香の後左府(藤原道長)参らる。晩頭各々

退出す。

七日、丁亥。春宮属良正云ふ、「明日東三條に移御すべく、行啓に扈從すべし」といへり。所勞有り候すべからざるの由を申さしむ。内豎来りて云ふ、「明日御読経発願、御物忌みに參籠すべし」といへり。同じく所勞有る由を申さしむ。

八日、戊子。今日北殿に於いて御読経有り。早旦発願。晩頭結願。申の剋に此の殿に渡御すべきに依ると云々。方忌み有りといへり。夜違へしめ給ふと云々。今日御物忌みと云々。御物忌みの間他の殿に移らしむるは如何。

青宮（居貞親王）より仰せを廻らせられて云ふ、「馬一疋西の剋以前に奉るべし」といへり。同じく令旨を奉じ了はんぬ。但し鞍を加へ調ずべきの由重ねて仰せ事有り。藤相公（懷平）の北方（藤原佐理女）の七々法事今日本家に於いてこれを修すと云々。

中将（頼定<sup>(20)</sup>）か）昨より小便せず辛苦す。証闍梨<sup>(21)</sup>来りて加持す。快尿。

#### 「東宮行啓の事」

九日、己丑。源相公（俊賢）云ふ、「昨日行啓。大夫（藤原道綱）・藤中納言<sup>(22)</sup>・宰相中将<sup>(23)</sup>等扈從す。大夫（右大将）（道綱）弓箭を帶せず。初度これを帶す（太政官より修理職に出で給ふの度なり）。一

定無きに似たり」と。

#### 「同じく行啓に誠信卿螺鈿の劔を着するの事」

相公又談じて云ふ、「左金吾（誠信）螺鈿の劔を着し、人々嘲弄すと云々。

十日、庚寅。召使云ふ、「明日陣の定め有るべし。参入すべき由左府（道長）の命有り」といへり。おのおの参入すべし。

華山院延源を以つて蓮華御園の事を仰せらる。右衛門督（公任<sup>(25)</sup>）に伝へ示すべし。件の事廷尉<sup>(26)</sup>に定むべきの宣旨有り。

#### 「造宮の定め」

十一日、辛卯。参内す。左右内の三府（道長・顕光・公季）、大納言道綱・懷忠、中納言時光、参議懷平・公任・忠輔・俊賢参入す。申の剋に召に依りて諸卿御前に参る。其の座除目のごとし<sup>(27)</sup>。左大臣年々の造宮の定文を召見す。大臣筆を執り、行事の上卿以下（大納言道綱、参議齊信・俊賢、権左中弁説孝、右中弁道方、史（文）守永・（美麻那）延政<sup>(28)</sup>）を書く。相次いで国宛の事を定む。左大弁忠輔本座ながら筆を執り、ために依りてこれを書く。書き訖はりて左府（道長）に奉る。又賞の有無を定め申す。僉議して云ふ、「度々已に勅賞有り。

就中今般造宮の国々これを計るに料物無きか。何ぞ褒賞無からんや」と。次いで仏神の事、礼に違ひ、美服を制し、約儉を行ふ事を定め申す。子細記さず。亥の剋ばかりに退出す。

〈勅物か〉

宮（昌子内親王）に御神楽有りと云々。去る月例の御神楽を行はる。其の崇り有り御目を悩み給ふ。仍つて重ねて行はるる所。御前に召すと云々。

〔解陣の事〕

今夜解陣。後日聞く、「右大臣これを行ふ。三府参る例にて、今三府を召し仰すも、具はず。仍つて外記これに仰す」と。三府具はざる時召し仰す例殊に聞かず。

十二日、壬辰。宮に参り、しばらく祇候す。花山院に参り、やや久しく御前に候す。院の事いつかうこれを行ふべきの由仰せ有り。黄昏罷り出づ。

十三日、癸巳。今日故女御（婉子女王）の周忌日。仍つて禅林寺<sup>(28)</sup>に於いて諷誦を修す（布五十端）。宮（為平親王<sup>(29)</sup>）念仏を修せらる。

内豎来りて云ふ、「頭弁（行成）仰せ称ふ、『参入すべし』といへり。

所労有るの由を申さしむ。追つて案内を取る。告送して云ふ、「山陵使に立たるべきに依りて召し遣る所なり」といへり。

十四日、甲午。拜盆例のごとし。但し今年は故女御の御料の筈を加ふ。熟瓜十籠天台座主（覚慶）の房に送る。彼の消息に依りて、十六日の熟瓜会の料といへり。頭弁の使（梶）奉平宿祢示送して云ふ、「年内中行事の御障子を書かしむ。已に慥かなる本無し。借送すべし」といへり。廻送に付す。

十五日、乙未。故女御の御飯を止め、乳母及び女房等の食を増加す。但し進物所より御菜少々朝夕女房に送るべき由仰せしむるなり。

〔内裏焼亡を告ぐる山陵使を定めらるるの事〕

十七日、丁酉。大外記善言朝臣来りて云ふ、「昨民部卿（懐忠）内裏焼亡を告ぐるの山陵使を定め申す」と云々（廿三日使立つ）。

十八日、戊戌。州民の愁へに因りて淡路守（讃岐）扶範を問ふべきの由、一昨宣旨下さると云々。

十九日、己亥。雨を冒して参内す。左衛門督（誠信）・源宰相（俊賢）

同じく参る。

「仁王会の事」

廿二日、壬寅。今日仁王会<sup>(30)</sup>。承光堂を荘嚴す。参内す。院中五箇処  
△南殿・御在所・東西の対・中門の南面・西の小門▽を荘嚴す。余・  
源相公南殿に候す。左右内の三相府（道長・顕光・公季）、大納言時  
中・道綱・懐忠、参議懐平・誠信・公任・斉信・俊賢等御前に候す。  
中納言時光・参議忠輔八省より参入し、忠輔南殿に候す。日没講じ了  
はんぬ。

「造内裏の定め」の事」

仗頭に於いて定め有り。内裏の所々を造る申請の人々の事・種々の起  
請の事△別紙在り▽・（平）維衡・（平）致頼等の事。維衡等天災有  
るの間、若し優免すべきか、定め申すべしといへり。僉議して云ふ、  
「内裏焼」の事に依りて犯人を優免せらる」といへり。内裏の焼亡事  
の怖れ有るべく、免ぜらるべからざる由定め申了はんぬ。子の剋は  
かりに種々定め了はんぬ。

「山陵使立つの事」

廿三日、癸卯。山陵使立つと云々。柏原（桓武天皇）の使中納言時光

後村上（円融天皇）の使参議懐平。盛算法師来りて、右府（顕光）の  
二娘（藤原延子<sup>(31)</sup>）の事を伝へ示す。召使云ふ、「明後日定め有るべ  
し。これ左府が御消息」といへり。

廿四日、甲辰。百箇寺に金鼓を打たしむ。夢不言なるに依る。

廿五日、乙巳。左府（道長）に詣つ。右衛門督（公任）・宰相権中将  
（斉信）同じく参る。主人清談の後、余・右衛門督（公任）同車にて  
参内す。左府（道長）・右府（顕光）・内府（公季）・右大将（道綱）  
・民部卿（懐忠）・藤中納言（時光）・藤宰相（懐平）・左衛門督  
（誠信）・右衛門督（公任）・宰相中将（斉信）・源宰相（俊賢）同  
じく参る。諸寺の別当・諸国司申請の雑事を僉議す。子夜に及び各々  
退出す。右府（顕光）家の周忌法事、来る廿七日に修すべく、来り問  
ふべきの由、左少弁（藤原）朝経を以つて御消息有り。物忌みの由を  
申さしむ。

廿六日、丙午。盛算法師来り、右府（顕光）の命を伝ふ。これ御女<sup>(32)</sup>  
の事なり。一定を申さず。

廿七日、丁未。右大臣（顕光）の内房（盛子内親王）の周忌法事。雲

林院に於いてこれを修す。七僧の外六十僧を囑す。或説に云ふ、「六十八僧云々」と。無已の僧<sup>(33)</sup>有るに依りて請に加ふる所なり。人々傾奇す。七僧の法服無しと云々。参議(菅原)輔正<sup>(34)</sup>一人参ると云々。

廿八日、戊申。昨(藤原)伊祐朝臣<sup>(35)</sup>継母の周忌法事これを修す。権僧正親修<sup>(36)</sup>・大僧都明豪等の童子鬪乱す。僧正の童子臂三分ばかり切る。雑人石を執り大僧都の房に投げ入れ、酒海へ汁物を入るを打破し、数度飛礫すと云々。大僧都忿怒し、法事に会せず出で去る。僧正彼の房に向かひ、懇切に相属す。然れども敢へて以つて聞かずと云々。左衛門尉(安倍)信行別当の仰せに依りて彼の処に馳せ向かひ、其の由を問注す。信行即ち談説する所。(藤原)伊祐朝臣来りて同じく此の由を語る。或云ふ、「権僧正昨より女院(藤原詮子)の御修法を行ふべく、壇を塗り修せんと欲するも、僧都の愁へに依りて御修法を止めらる。権僧正壇壊して退出す」と云々。甚だ希有の事なり。朝経朝臣談じて云ふ、「両頭(藤原行成・同正光)及び侍従等今朝雲上に会飲す。権左中弁説孝泥醉殊に甚だし。覚へず南殿に臥す」と云々。

廿九日、己酉。華山院に参り、やや久しく御前に候す。相統きて参内し、即ち退出し、宮(昌子内親王)に参る。

八月

一日、辛亥。参内す。内大臣(藤原公季)・藤宰相(懷平)・式部大輔(菅原輔正)・左衛門督(藤原誠信)・左大弁(藤原忠輔)・宰相中将(藤原齊信)参入す。予しばらく候して罷り出づ。花山院右近将監(藤原)元頼を以つて牛の事を仰せらる。即ち牽きて献上す。仰せて云ふ、「上牛なり。参入の日仰せ事を給ふべし」といへり。此忠良朝臣の所勞に中る。

三日、癸丑。女院(藤原詮子)の藏人橋行遠来りて云ふ、「慈徳寺<sup>(37)</sup>の会日の僧綱一口前へ高杯九本・破子八荷・奉仕すべし」といへり。同じく仰せ事を奉ず。但し衝重九合・屯食一具は、先日上達部相議るなり。宮亮(大江清通<sup>(38)</sup>)来りて云ふ、「右將軍(藤原道綱)の妻<sup>(39)</sup>の法事明日修すべく、相問はるるか」といへり。痢病発する由を報ず。宮亮云ふ、「指したる消息にはあらず、只気色を見るのみ」といへり。

四日、甲寅。内堅来りて云ふ、「右衛門尉(橋)則隆仰せ称ふ、『仮文を進むと雖も、相扶け参入すべし』」といへり。所勞未だ平らかならざるの由を申し参入せず。右大将(藤原道綱)の妻の周忌法事法興院に於いてこれを修す。入礼は藤中納言(時光)・藤相公(懷平)・式

部大輔(輔正)・左衛門督(誠信)と云々。

六日、丙辰。召使云ふ、「明日の積奠分配の上卿おのおの故障有り参るべからず。参行すべきの由外記(清科)保重に申さしむ」といへり。所勞有るの由を報ず。

七日、丁巳。内より召有り。所勞未だ平らかならざる由を申さしむ。中宮右近中将(源)頼定<sup>(40)</sup>を以つて仰せられて云ふ、「九日里第<sup>(41)</sup>に出づべし。而るを公家其の事を仰せんがために、上卿を召し遣るも、悉く故障を申して参入せず。若し指礙無くば参行するか」といへり。痢病未だ平らかならざる由を啓せしむ。

八日、戊午。女院の藏人恒範来りて云ふ、「慈徳寺の供養の日僧房一房奉仕すべし」といへり。奉仕すべからざるの由を申さしむ。未だ上達部此のごときの役に従ふを聞かず。はなはだ奇怪の事なり。他の上達部皆仰せ事有りと云々。

九日、己未。女院の藏人恒範重ねて来り称ふ、「僧房の装束の事、左大殿(藤原道長)奉仕せらる。次の人を以つてなほ奉仕せらるべきか」といへり。事奇怪と雖も、近代の事言ふに足らず。仍つて惑ひに奉仕

すべき由報告し了はんぬ。大臣僧房の装束を奉仕するは、往古聞かざる事なり。

今日所々の職司を補す。厩司(大江)文利朝臣・藤原忠邦・菅原保在、雑色所の長紀時忠。藤宰相(懐平)示し送りに云ふ、「今日中宮里第に出御すべし。而るを上卿無し。只今行啓に供奉するの所司を召し仰すべし」といへり。左府(道長)払曉人々を引率して宇治の家八六条左府(源重信)の後家(藤原師輔女)の手より買ひ領する処なり、向かふ。今夜彼の家に渡るべしと云々。行啓の事を妨ぐるに似たり。上達部憚る所有り参内せざるか。

申の剋ばかりに急速の召有り。仍つて参入す。頭弁(藤原行成)仰せて云ふ、「中宮里第に出づべき事に依りて召す所なり。而るを所勞を助けて早やかに参る。最も勤有り。但し中納言藤原朝臣入時光、参入す。仍つて事の由を仰せて先づ了はんぬ」といへり。歟<sup>(42)</sup>退出す。

十日、庚申。大外記(滋野)善言朝臣云ふ、「去る夕中宮前但馬守(平)生昌宅<sup>(42)</sup>に出御す。御輿。一宮(脩子内親王)<sup>(43)</sup>絲毛車に乗る。件の宅は板門屋」と。人々云ふ、「未だ御輿板門屋を出入するを聞かず」と云々。

〔臨時の奉幣の事。△廿二社▽〕

今日臨時の奉幣有り△廿二社▽。内大臣（藤原公季）これを行ふ。

十一日、辛酉。右衛門督（藤原公任）示し送りて云ふ、「院の出し車今日仰せ有り。僧前<sup>(44)</sup>・僧房等又同じく奉仕す。事はなはだ重畳」といへり。

十二日、壬戌。女院より仰せられて云ふ、「廿日慈徳寺に参るべく、車を奉るべし」といへり。上達部の役はなはだ以つて重畳。今に至りて曳砂すべきか。使の主典代<sup>(45)</sup>云ふ、「大納言以下皆仰せ事有り」といへり。上臈の執行<sup>(46)</sup>首尾を知らざるに似たり。

十三日、癸亥。参内し、殿上に参上す。藤宰相（懷平）・左兵衛督（藤原高遠）・左大弁（忠輔）同じく参る。余しばらくして退出す。

〔法性寺八講の事〕

十四日、甲子。法性寺の御八講に参る。藤中納言（時光）・藤宰相（懷平）・右衛門督（公任）・左大弁（藤原忠輔）参入す。行香了はりて即ち出づ。

右金吾<sup>(47)</sup>先日論を近衛の次將の次第の事に執る。今日已に以つて承諾

す。左將は五位、右將は四位、列なり立つ間の論これに示す。事の趣先日<sup>(48)</sup>の記に有り。

十六日、丙寅。慶律師（慶円）立ちながら来る。穢れに依りて着座せず。相語りて云ふ、「明日より中宮の御修法に奉仕すべし△二七箇日▽。内の仰せに依るなり」と。

〔昨駒牽き<sup>(48)</sup>の事〕

十七日、丁卯。藤相公（懷平）告げ送りて云ふ、「昨信濃の馬牽き。右衛門の陣の前に於いてこれを分かち取る。平中納言（惟仲）・式部大輔（菅原輔正）・右金吾（公任）・左大弁（忠輔）参入す。但し式部大輔（輔正）の兀子にはかに折れ落ち臥す。見る者これを哭す」といへり。李部年已に懸車の齡を過ぐ<sup>(49)</sup>。何ぞ給馬の場を更に移さんや。

〔政始めの事△焼亡の後なり▽〕

十八日、戊辰。史（惟宗）貴重申して云ふ、「昨外記の政始め△焼亡の後<sup>(50)</sup>今日初めて政有り▽。左衛門の陣焼亡す。仍つて本府に新たに三間の板屋を造立す。上達部の時剋を待つ処と為す」といへり。

右馬頭（藤原通任）来り、清談して云ふ、「明日青宮（居貞親王<sup>(51)</sup>）の第二王子（敦儀）の着袴。新制に依りて饗禄停止す。若し御遊有ら

ば、御衣を上達部に賜はるべきか」といへり。

〔青宮の第二王子の着袴の事〕

十九日、己巳。院より仰せられて云ふ、「明旦慈徳寺に御座すべく、扈從すべし」といへり。故障を申さしむ。春宮属良正申して云ふ、「今日二宮の着袴の事有るべし。参入すべし」といへり。同じく礙げの由を申す。

廿日、庚午。車女院に奉る。伝へ聞く、「慈徳寺に参らしむ。左大臣(道長)・平中納言(惟仲)・藤宰相(懐平)・左衛門督(誠信)・右衛門督(公任)・左大弁(忠輔)・宰相中将(齊信)騎馬にて扈從す」と云々。公家六府の陣志以下を遣はし奉る。院より禄を給はり返し奉らる。勅使右衛門督公任と云々。蓋しこれ元慶の例か。

〔東三條院慈徳寺に供養するの事〕

廿一日、辛未。今日東三條院慈徳寺に供養す。早朝僧前へ高杯九本、屯食一具を盛る。一房の装束等送り奉る。定めに依るなり。太后宮諷誦を修せらる。信乃布三百段。巳の剋ばかりに参入す。藤相公同車す。同剋事始め。法会の儀式例に存す。但し御齋会に准じこれを行ふ。兼日旨を下す。導師権僧正観修、咒願権大僧都明豪、唄少僧

都済信・律師尊叡、散花律師定澄・律師慶円、引頭律師明久・前律師厳久へ僧綱引頭先例有るか。これを尋ね知るべし。供花音楽と云々。度を賜はるといへり。左近少将(源)明理へ四位、導師の高座に就きてこれを仰す。右府(頭光)云ふ、「叡慮弁を以つて仰すべきか」と。上達部一函云ふ、「何事か有らん。此のごときの大会及び仁王会尚書を以つて仰す」といへり。右府云ふ、「円教寺の日、故権左中弁(源)相方これを仰す」といへり。余答へて云ふ、「仁王会に至りては綱の所に仰せらるるに依りて、弁を以つて仰せらるるなり。此のごときの時、親衛の次将これを仰する例なり。仍つて明理朝臣を以つて仰せらる」と。

錫杖の後禄を諸僧に賜ふ。其の後前律師厳久を召し、左大臣(道長)仰せを伝ふ。勅語に云ふ、「権少僧都に成し給ふ」と。其の間辞有り。具には聞えず。慈徳寺を預かり仕ふるの由か。厳久仏前に向かひて礼拝す。三度。其の意を得ず。歎喜の甚だしきか。心中不甘のみ。

上達部の座始め東堂に在り。召に依りて仏前の座に移り着く。斯の所に於いて厳久に仰す。則ちこれ御塔中なり。院の御在所同じく塔中の西方に在り。公家及び諸宮の御誦経有り。公家の御誦経の勅使内蔵頭(藤原)陳政、諸宮の使左府(道長)の命に依りて着座に召さず。今日大唐・高麗の舞おのおの三曲、日暮に依りてこれを止む。秉燭の後退出す。夜中院帰り給ふと云々。余扈從せず。上達部の座塔中に在

り。導師・咒願の高座庭中に立つ。

今日参入の公卿左右大臣(道長・顕光)、大納言道綱・(藤原)懐忠、中納言時光・惟仲、参議懐平・輔正入御願文作、誠信・公任・(藤原)高遠入散三位、斉信・(源)俊賢、左大臣(道長)・右大将道綱、隠文の帯・螺鈿の劔を着く。就中右大臣(顕光)平絹の白を着け下襲を重ね、隠文の帯・螺鈿の劔を用ゐる。はなはだ奇怪なり。後のために記す。

内大臣(公季)・大納言時中・参議忠輔内に候すべきの定め有るに依りて、参入せすと云々。上達部・殿上人祿有り入上達部は大樹、殿上人は疋絹。

廿三日、癸酉。官掌(安倍)尚貞云ふ、「(多米)国平朝臣申さしめて云ふ、『明後日考定<sup>(55)</sup>、着くべし』といへり。座に着けざるに依りて、参るべからざるの由を仰す。又申して云ふ、「朝所<sup>(56)</sup>に着くべし」といへり。新僧都殿久来る。即ち謝遣す。今日より三箇日。請僧三口、殿殿・忠縁・増久。

〔定考の事〕

廿五日、乙亥。参内す。今日官の定考<sup>(57)</sup>。内大臣(公季)・源大納言(時中)・藤宰相(懐平)・菅宰相(輔正)同じく参る。内大臣(公

季)外記を召し、参入の上達部の見参を仰す。

〈勘物か〉

上達部彼是云ふ、「暹日維摩の講師を辞退す。其の替はりに遍陳入興福寺と云々」を請ふ」と。

〔東宮の女一宮着袴の事〕

東宮の女一宮着袴。左大臣御腰を結ふ。

〈以下二十七日の条マデ竄入ナリ<sup>(58)</sup>〉

寛弘元年八月廿三日、乙亥。参内す。三府入左(道)・右(顕)・内(公)入、大納言道綱・懐忠、中納言時光・斉信・俊賢・(藤原)隆家、参議(藤原)有国・懐平・忠輔・(藤原)行成・(藤原)正光等参入し、佃に堪へざる事を定めらる<sup>(59)</sup>。事訖はりて左大臣(道長)青宮に参る。宮の女一宮(當子)御袴を着け給ふと云々。右大臣(顕光)以下指喚無しと雖も、左府(道長)仗の座に於いて気色を指示す。仍つて諸卿相率るて宮に参る。殿上に於いて饗饌有り。三位一人入(平)親信・(藤原)兼隆入加はり着く。左大臣(道長)召に依りて御前に参る。御袴の腰を結はむためか。しばらくして座に復す。両三盃の後諸卿を御前に召し、衝重を給ふ。最後の盃は大夫(藤原)道綱。左府(道長)これを出すべき由を仰せて、卿相和歌を読むの間給祿有り。

左大臣（道長）・右大臣（顕光）・内大臣（公季）大樹おのおの一襲物を加ふへ御衣か。後に聞く、「左大臣御下襲・半臂を加ふ。右内大臣紅色の単重御柏を加ふるなり」と。大納言大樹一襲、中納言以下一領、左大臣（道長）殊に贈物へ手本と云々。宮に裏物を納むを給はる。大臣庭中に進み、拝礼を致す。此の間御馬を給はる。諸卿退出の間はなほだ以つて周章す。仍つて慥かには見る能はず。馬の綱を執り重ねて拝礼を致すか。拝礼相重なる。初拜に至りては然るべからざるか。只御馬を給はり一拝して退出する、便有るべきか。亥の剋ばかりに各々分散す。

廿七日、丁丑。前備前守（源時舒）朝臣来りて云ふ、「来月朔修行すべきに依りて、久しく参るべからず。仍つて来る所なり」と。相好の心<sup>(60)</sup>深きか。

廿八日、戊寅。宮（昌子内親王）に参る。頗る悩の御氣有り。権僧正観修加持に候す。仰せて云ふ、「来月十一日伊勢太神宮に御幣・御装束等を奉らしむべし。而るを長日の御読経これを為すこと如何」と。啓せしめて云ふ、「明日結願し、彼の十一日を過して又始行せらるるが宜しきか。但し臨時の加持僧の祇候、何事かこれ有らんや。来月九日退出すべきか。齋有るべきに依るなり。此の御願先年御薬の間に立

て申さしむる所なり。祭文の事権大夫（菅原輔正）に仰せらるべきなり。又此の事先づ事の由を奏せらるべし」と。

〔外記の局の鳥怪の事〕

廿九日、己卯。召使建部信兼云ふ、「外記の局の物の怪占方これを進む」とへ去る廿七日の鳥怪。〱。

九月

一日、庚辰。早旦沐浴す。河原に出て解除す。前右見守（藤原）実明朝臣牛二頭を貢す。一頭は中将（源頼定<sup>(61)</sup>カ）主す。

二日、辛巳。参内す。内大臣（藤原公季）・藤平両納言（時光・惟仲）  
・藤相公（懐平）  
・右衛門督（藤原公任）  
・左大弁（藤原忠輔）  
・宰相将（藤原齐信）  
・源相公（俊賢）等参入す。余日没私<sup>(62)</sup>に退く。  
平納言（惟仲）云ふ、「去る月廿八日牛結の政<sup>(63)</sup>に入る」と。

三日、壬午。今明外記の鳥の物忌み。着座せざる人必ずしも忌み慎むべからず。然れども前々の人なほ慎む所。仍つて只外行を禁ずるばかりのみ。

四日、癸未。召使云ふ、「明日陣の定め有るべく、参入すべし」といへり。大外記（滋野）善言朝臣申さしむるなり。左府（藤原道長）の御消息といへり。仰せしめて云ふ、「左府（道長）昨より穢れ有り。これを計るに参らるべからざるか」と。慥かに案内を取り申すべきの由を仰す。

五日、甲申。召使重ねて来り云ふ、「今日参入すべし」といへり。所勞有り参入すべからざるの由を仰す。今晚の夢今明参入すべからざるの由を示す。仍つて障りの由を称ふ。

六日、乙酉。藏人（源）兼宣談じて云ふ、「右大弁（藤原）行成明日藏人頭を辞退すべし」といへり。昨日卯の剋に右仗の上達部の座犬矢<sup>(64)</sup>を遺す。怪しき所已亥卯酉の年の人病の事を慎むべしといへり。左渡守（源）致信桑絲十疋・紅花二千枚・<sup>(65)</sup>宮十五口を献ず。

〔禁中に死の穢れ有るの事〕

八日、丁亥。大内に死の穢れ有り。或云ふ、「左府の宿所の板敷の下に死童有り。はなはだ奇なる事なり」といへり。宮（昌子内親王）御幣・御装束を伊勢太神宮に奉らるべし。而るを此の穢れ若し引き到るか。其の詞を啓せしめて云ふ、「公家の例幣なほ奉らるべくは、何

事か有らんや。若し奉られずは、能く穢氣を禁ぜられ、出立せしめ給ふべし」といへり。「そもそも藏人（源）道方<sup>(66)</sup>を以つて奏せしめ給ふべし」といへり。太神宮の例宣旨の難無くは御幣を奉らるか。召使申して云ふ、「外記（清科）保重申さしめて云ふ、『内裏に穢れ有り。十一日の例幣須らく穢れに染まざればこれを行ふべし』」といへり。

右兵衛督（源）憲定<sup>(66)</sup>内より退出し、着座の由報答し了はんぬ。菅宰相（輔正<sup>(67)</sup>）宮に送る伊勢の祭文の案、頗る難有り。仍つて其の由を示送し了はんぬ。

九日、戊子。納言以上悉く内の穢れに触る。明日宮伊勢の使を定めらる。昨日宣旨を下す上卿穢れに触るるを以つて道方朝臣内の御物忌みに籠候す。右少弁（源）致書を以つて示送して云ふ、「身は穢れに触ると雖も、上卿名を宣旨に加へず。只弁・史のみ署す。汝宣旨を穢れざる弁に下すに、何事かこれ有らんや」といへり。即ち致書朝臣に仰せ下す。

十日、己丑。密々嵯峨に向かひて奔り、休みて心情を慰む。大井に於いて食し、聊か和歌の興有り。月に乗じて帰る。右兵衛督・右近源中将（頼定）・侍従（源敦定）・左馬頭（藤原通任<sup>(68)</sup>）・宮権亮（藤原景斉<sup>(69)</sup>）・（中原）致時<sup>(70)</sup>・（源）守隆<sup>(71)</sup>・（源）兼澄<sup>(71)</sup>・（藤原）伊

祐<sup>(72)</sup>等の朝臣を相伴ふ。源中将語りて云ふ、「昨御前に於いて作文有り。題に云ふ、『草樹秋声を減ず△同を以つて韻と為す。七言六韻▽』と。これ密かなる宴遊と云々。左右大臣（道長・頭光）・宰相中将（齊信）御物忌みに籠候すと云々。昨午の剋に題を給はる。今日巳の剋に講じ、御製有りと云々。又両府詩を献す。

「行成藏人頭の辞表を上り返し給ひ畢はんぬ」

又談じて云ふ、「右大弁行成藏人頭を辞するの表返し給ひ了はんぬ」といへり。若しこれ人に飭るのみか。

「伊勢の例幣穢れに依りて止むるの事」

十一日、庚寅。伊勢の例幣穢れに依りて止む。上卿悉く穢れに触るといへり。藏人（源）兼宣宣旨一枚を持ち来る。

十二日、辛卯。早朝左府（道長）書状を送らる。山辺の紅葉を見んがため伴はるる所なり。然れども物忌みに因りて追従せず。

「女院に於いて競馬・和歌会有るの事」

十三日、壬辰。源相公（俊賢）談じて云ふ、「昨左府（道長）嵯峨大井に遊覧し、即ち女院に帰参し、競馬の事有り。其の後和歌を読む。

左衛門督（藤原）誠信・右衛門督（藤原）公任追従す。亦右大弁行成△藏人頭▽・外記慶滋為政同車す。奇怪の事なり。往古聞かざるの事云々」と。外記の史生当年の維摩会の講師の請書を齎し来る。加署す。遍陳△八月廿三日の請。法相宗、興福寺▽。（源）忠良朝臣<sup>(73)</sup>談じて云ふ、「昨日の競馬、一番左近少将（藤原）成房<sup>(74)</sup>・左兵衛佐（源）雅通<sup>(75)</sup>。次々の番近衛府の官人・近衛重将・武衛等。競馬これ尋常にあらず。極めて希有の事なり」と。後のためこれを記す。

十四日、癸巳。昨酉の剋ばかりより心神亦乱れ、身熱辛苦す。風痾の疑ひ有るに依りて、早旦沐浴す。今夜蓮舫阿闍梨枕上に居り祈誓せしむ。今日飲食殊に受けず。

十五日、甲午。今暁より身熱頗る消ゆ。夜半より頭打。前備前守（源時舒）・権亮（藤原景齊）及び朝大夫<sup>(76)</sup>等訪ね来る。証空・覚縁等阿闍梨来り、枕上に於いて祈願せしむ。宮より度々仰せ事有り。藤相公（懷平）御消息有り。

十六日、乙未。悩む所暁より頗る宜し。（賀茂）光榮朝臣<sup>(77)</sup>を以つて占ひ勘ぜしむるに、云ふ、「求食鬼の致す所なり」といへり。仍つて今夜鬼気祭を行はしむ。藤宰相（懷平）・前丹波守（藤原為頼）・中

宮亮（大江清通）・宮権亮・朝大夫等多く訪ね来る。

「左府に於いて競馬有るの事」

左府（道長）競馬の事有り。此の事連日断たず。宮より度々仰せ事有り。はなはだ貴しと申す。源相公（俊賢）昨今来る。

十七日、丙申。今明勸学院の物忌み。暁方より心神例に（てま）復す。右大将（藤原道綱）（藤原）為長朝臣（79）を以つて消息有り。

十八日、丁酉。百寺の金鼓を打たしむ。蓮舫阿闍梨・同法禪師相共に、日中に打ち了はんぬ。おのおの五十箇寺。闍梨親しく歩行して打つ。志の甚だしきなり。▽。

「御猫子を産み養産有るの事」

十九日、戊戌。日（ま）ごろ内裏の御猫子を産む。女院・左大臣（道長）・右大臣（顕光）産養ひの事有り。衝重・境飯有り、納宮之□□と云々。猫の乳母は馬命婦（79）。時人これを咲ふと云々。奇怪の事と天下以つて目す。若しこれ徴有るべきか。未だ禽獸に人の礼を用ゐるを聞かず。ああ。

二十二日、辛丑。早朝宮（昌子内親王）の大盤所より告送して云ふ、

「去る夜より不覚の悩御」と。此の間権亮朝臣来る。驚きながら亮朝

臣（大江清通）を奉る。余慎む所有り早やかには参らず。又々の案内に随ひて、参入すべき由申さしむ。大進（大江）雅致朝臣（80）来る。事の案内を問ふに、御悩重痢の発御に似たり。御占の事を奉らしむべく、明日より日中御修法を始むべき事同じく仰せ了はんぬ。又御給の京官の事仰せ事有り。左右仰せに随ふべきの由啓せしめ了はんぬ。侍所長藤原忠邦・侍藤原奉順等給はるべしといへり。△当年の御給は忠邦、去る長徳三年の御給は奉順。▽。又仰せて云ふ、「御請文を書き奉るべし」といへり。二通書かしてこれを奉る。但し当年の給は加封なり。明日召に随ひて奉らるべきの由啓せしめ了はんぬ。又仰せて云ふ、「和泉守橋道貞（81）権大進を請ふべく、即ち其の由を奏せしめんと欲す」といへり。奏せらるべきの由啓せしむ。御悩の案内数度啓せしむ。黄昏示送して云ふ、「又発り給ふ」といへり。勝算僧都御加持を奉仕すと云々。明日除目始めの由、召使来りて申す。

「除目の議の事」

廿三日、壬寅。京官の除目の議始む。華山院の御給の御請文、判官代（藤原）為元朝臣将来す。加封し返し給ふ。払暁宮の御悩の案内を取る。「宜しく御座す」といへり。欣悦し了はんぬ。僧都勝算今日より宮の御修法△不動法。伴僧八口▽を奉仕す。

廿四日、癸卯。明日山階の僧正（82）真喜（82）堂会し、宮諷誦を修せらる  
△信布百段▽。御誦経の文を持たしめ属（宇治）忠信を差はし遣る。  
左府（道長）行香の人々を差はし遣ると云々。四位・五位合せて十人  
ばかりと云々。

廿五日、甲辰。弘暁藤相公（懷平）告送して云ふ、「除目の議丑の剋  
に了はんぬ。淡路守平文佐△（讃岐）扶範州民の愁へに依りて召し替  
へらる▽。自余の京官は記さず」と。

廿七日、丙午。今明二合（83）の物忌み。平納言（惟仲）門外に來り、開  
門し相逢ひて清談す。衝黒歸去す。

廿八日、丁未。昨平納言（惟仲）來る由今朝書状を以つてこれを謝す。  
來月十日故女御（婉子女王）の改葬の事行ふべし。其の料の石の率都  
婆造立す。今日料物を給せしむ△三石▽。禅林寺の律師（深覺）を招  
き、女御の改葬の雑事を申し合はす。

廿九日、戊申。官の考定の文齎し來る。加署し返し給ふ。

卅日、己酉。治病の仮を請ふ。

十月

一日、庚戌。内豎称ふ、「掃部助仰せて云ふ△名を云はず。同官の者  
二人（一人ハ源兼宣）有り▽、『只今參入すべし』と。去る月十三日  
より悩む所侍り、未だ尋常なるを得ず。參入するに堪へざる由申さし  
め了はんぬ。

二日、辛亥。権亮（藤原景齊）朝臣及び朝大夫等來る。侍所に於いて  
飲有り。藤相公（懷平）告送して云ふ、「昨五節を定めらる。殿上△  
（平）生昌・（藤原）濟家▽右大将（藤原）道綱・余」と。

大外記（滋野）善言朝臣云ふ、「昨平座の旬の事（84）に依りて、上達部  
を召す。右大臣（藤原顯光）内に候し、見參を奏せらる」といへり。  
參議（菅原）輔正・（藤原）誠信・（藤原）忠輔・（源）俊賢參入す  
と云々。

五日、甲寅。勝算僧都今暁宮（昌子内親王）より退出す。御修法結願  
了はりて退出す。病を受け罷り出づと云々。宮の御惱重き由告げ來る。  
先づ権亮朝臣を參らしめ、一兩度事の由を啓せしむ。病後吉日に依り  
て參内す。続きて宮に參る。御悩頗る宜し。権大夫（菅原輔正）同じ  
く參る。阿闍梨証空を召して明日より御修法を始むべき由を仰す△不  
動調伏法。伴僧六口▽。晩頭退出す。宮に披匏・熟柿等を献ぜしむ。

六日、乙卯。宮の御惱頗る宜しき由案内を承る。仍つて參入せず。仰せて云ふ、「悩み給ふ所夜來滅じ平らかなり。今日修行はしむべからず。八專の日に依る。後日滅罪を為し、阿闍梨慶祐を以つて護摩を行はしめんと欲す」といへり。昨日已に阿闍梨証空を召し仰せらる。而るを後日他の人を以つて行はるるは如何。事頗る転々す。左右何をか申さん。仍つて御修法を行ふべからざるの由、証阿闍梨を招き令旨を仰す。興福寺の安潤法師維摩会の立義<sup>(65)</sup>たり。椴皮色の五重の表衣を打ち、今日(具)奉平宿祢に預く。

九日、戊午。今夜李部大王<sup>(66)</sup>(為平)天台山西脚の隨願寺に度らる。明日故女御(婉子女王)の改葬。方忌み有るに依る。下官相従ふ。忌避すべきに依る。

十日、己未。今夜故女御改葬の地鎮の事、奉平宿祢に仰す。身代を以つて行はしむ。石の率都婆今暁禪林寺<sup>(67)</sup>に運ばしむ。件の事彼の寺の座主深覚律師に委附し、僧二口を以つて親しく行はしむ。納骨の壺篋等、高昭に付し彼の寺に送る。(源)守隆朝臣・高昭等改葬の事を見せしめんがために差はし遣る所なり。但し穢<sup>(68)</sup>氣色に染まず、只籠は二口の僧のみ。仍つて二口の僧の供料・造釘工及及び夫の食料同じく送り遣る。諷誦を禪林寺に修すべし。

十一日、庚申。弘暁寺より大王帰り給ふ。御共に候す。

守隆朝臣・高昭等申の剋ばかりに禪林寺より帰る。申して云ふ、「甚だしき雨に依りて今に參らず。但し去る夜戌の剋に始行し、一時に及ばず事了はんぬ。地鎮・釘貫等の事期の如く奉仕せしめ了はんぬ」といへり。

十二日、辛酉。改葬の暇七箇日を請ふべし。然れども近代此の間出仕せざるは不義に似たり。仍つて治病の暇を請ふ。内より召有るも、病の由を申さしむ。五節の仰せと云々。

宮の御書尼君<sup>(69)</sup>の御許に賜はる。其の御書に云ふ、「兩三年御惱平らかならず。御占頻りに他処すべきの由を勸じ申せど、心憚る所有り、口に未だ言を出ださず。然れども苦悩の間、人の難を思はず。大進

(大江)雅致宅は宮を去ること遠からず。若し彼の宅に度るは如何」といへり。即ち啓せしめて云ふ、「雅致はこれ宮司。但し御下臈の宅の難有るか。須らく彼の宅を以つて宮の御領と為すべし。相次いで板門屋を改めて、四足門を造り、移御するに何事かこれ有らんや」と。十四日、癸亥。明日陣の定め有るべく、參入すべきの由、召使来り申す。憚る所有るに依りて、病の由を称ふ。

宮より仰せ有り。昨日(安倍)清明朝臣を以つて他処に渡り給ふべきの御占有り、頗る宜しいへり。又来る廿九日戌の剋に移り給ふべき

の勅文同じく下し給ふ。十九日参入し、定め申すべき由啓せしめ了はんぬ。

十五日、甲子。昨今はなはだ嚴寒。但馬守（高階）道順朝臣絹廿疋を送る。俸料代といへり。物数過差。これ五節なり。信乃致時朝臣桑絲廿疋を送る。

十八日、丁卯。藏人（源）兼宣来りて云ふ、「藏人少将（藤原）重家申さしめて云ふ、『日来召有り。これ他事にあらず。五節の事を仰せらるべきに依る。不審なるに依りてしばらく申さしむる所』』といへり。

「季の御読経始めの事」

十九日、戊辰。史（惟宗）貴重云ふ、「昨季の御読経始め<sup>(89)</sup>。去る十日伊勢の例幣を定めらるるも、穢れに依りて延引する所」といへり。右大臣（藤原顕光）其の事を行ふと云々。参内し、即ち退出す。宮に参る。御悩なほ不快。権大夫（菅原輔正）・他の官司等参入す。行啓の雑事を定め申す。又々清明・（賀茂）光榮朝臣等を召し問ひ、権大夫・権亮（藤原）景齊等を差はし遷御の処を突検せしむ。日暮左府（藤原道長）に詣づ。女御（藤原彰子）入内の事を訪ね、や

や久しく談話す。退帰の間、武蔵守（藤原）寧親馬六疋を左府（道長）に獻ず。左府余を招き見せしむ。見了はりて酒ち出づるの比、馬一疋<sup>△葦毛▽</sup>を志す。余綱の末を執りて小拝す。主人下りて地下に立つ。

廿日、己巳。去る夜宮の御悩重ねて発り給ふの由告げ有り。仍つて参入せんと欲するの間、左府（道長）の御消息に云ふ、「昨の馬を隨身し、只今院の馬場に参るべし」といへり。馬を隨身して参入す。競馬有り。右将軍（藤原道綱）会合す。晩頭宮に参る。権大夫（輔正）参会す。官司等同じく参る。御悩今日頗る宜しく御座す。廿四日より御修法を始めべき事定め行ふ。

「射場始めの事」

廿一日、庚午。今日射場始め<sup>(90)</sup>。参るべき由内堅来り告ぐ。物忌みに依りて参らず。但し所労有るの由申さしむ。

廿二日、辛未。参内す。宮の廿五日の行啓の事、藏人右中弁（源）道方を以つて奏聞せしめ了はんぬ。諸衛・所司を召し仰すべしといへり。外記（清科）保重に仰す。又屏幔等の事、便ち道方朝臣に仰す。道方朝臣宣旨一枚を下し、同朝臣に下し給ふ。

左府（道長）の御読経発願に詣づ。大納言三人・参議五人会合す。行

香の後宮に参る。行啓の事を奏し行ふの由を啓せしむ。昨今御悩頗る重き間道方を以つて内の御消息有り。秉燭の後退出す。

廿三日、壬申。源相公（俊賢）左府（道長）の使と為りて来る。屏風和歌の題を授く。其の詞に云ふ、「倭歌を読むべし」といへり。左右更に御返事を申し難く、只これより申すべき由を陳ぶるのみ。上達部多くは件の題を分かち得と云々。又非参議の能く歌ふ者にも給ふと云々。上達部の役荷汲に及ぶ<sup>(91)</sup>べきか。

廿四日、癸酉。宮の御悩重ねて発り給ふ由、台盤所より告げ有り。雨を冒して参入す。女房云ふ、「夜を通して重く悩み給ふ。暁更に臨みて僅かに蕪息す。今日なほ不快。今日より阿闍梨教静を以つて不動調伏法を行はる」と。黄昏退出す。渡御すべき処に於いて、今日五口の僧を以つて御読経有り。御修法同じく彼の処に於いてこれを行はる。

廿五日、甲戌。申の剋ばかりに宮に参る。日没外記保重参入す。上達部・侍従・諸衛の参不を問ふに、権大夫（輔正）・源宰相（俊賢）参入す。上達部・殿上人・衛府佐・侍従等の饗有り△屯食を諸陣に給はず。事倉卒に依る▽。左右近将参らざるの由外記これを申す。左右衛門・左右兵衛・馬寮の佐等参入すといへり。戌の剋に御車を寄す△絲

毛。侍長以下は御車の轅に候す▽。東の対に東面す△今暁渡御。須らく西門より出御すべし。然れども方忌み有るに依りて出で給はず▽。大炊頭光榮朝臣反閉<sup>(92)</sup>を奉仕す。禄を給ふべし。而るを禄物は渡御すべきの処に候ふ。別納所の東門△渡り給ふ処を謂ふ▽に入り給ふの間、光榮又反閉を奉仕す。了はりて早やかに退出す。禄を給ふこと能はず。明日給ふべきの由宮司に仰せ了はんぬ△禄物白の合樹・一重袴、頗る過差▽。右衛門の門部<sup>(93)</sup>余の出し車の舎人の男と鬪乱を成す。兩人拏攫し陣の外に臥す。余の僕従疵せらる。暗夜の間是非を弁せず。疵せられし僕従、使を差はして左衛門権佐（合宗）允亮朝臣の所に送る。申さしめて云ふ、「件の男疵せられて、禁固すべきこと難し。明日慥かに問ひて下手人を召禁せしむべし」といへり。今夜の出し車、余二両、藤宰相（懷平）・権大夫・源宰相等なり。今夜左府の女子（彰子）大蔵属（大秦）連雅宅△西の京▽に渡る。入内の吉方に依ると云々。五節の間の色々の請文三通、行事の藏人（藤原）泰通の所に送る。

「東宮の御読経の結願の事」

廿七日、丙子。参内す。宣旨一枚を下す△左少弁（藤原）朝経▽。東宮（居貞親王）の御読経の結願に参る。源大納言（時中）・右大将（道綱）△大夫▽・平中納言（惟仲）・式部大輔（輔正）・左衛門督（誠信）△権大夫▽・左大弁（忠輔）・源宰相（俊賢）参入す。行香

了はりて宮に参る。黄昏退出す。

〔皇后宮の御読経の事〕

廿八日、丁丑。皇后宮（藤原遵子）の御読経に参る。平中納言、藤宰相（懷平）・式部大輔（輔正）・宮大夫（藤原公任）参入す。

〔左府に於いて屏風和歌を撰定するの事〕

彼此云ふ、「昨左府に於いて和歌を撰定す。これ入内の女御の料の屏風歌。華山法皇・右衛門督公任・左兵衛督（藤原）高遠・宰相中将（藤原）齐信・源宰相俊賢皆和歌有り」と。上達部左府の命に依りて和歌を献ずるは、往古間かざる事なり。何ぞ況んや法皇の御製に於いてをや。又主人の和歌有りと云々。今夕和歌を催さるるの御消息有り。不堪の由を申さしむ。定めて不快の色有らんか。此の事甘心せざる事なり。又右衛門督これ廷尉にて、凡人に異なる<sup>(94)</sup>。近来の気色なほ追従するに似たり。一家の風豈に此のごときか。ああ痛ましきかな。上達部近日日々西の京に参ると云々。今夕右衛門督（公任）左府の命に依りて参詣す。

廿九日、戊寅。和歌の事源相公（俊賢）を以つて譴責有り。重ねて不堪を申し畢はんぬ。

卅日、己卯。藤相公（懷平）同車して左府（西の京）に参る。民部卿

（藤原懷忠）途中に相逢ふ。左府より退出すといへり。平中納言・藤宰相・左衛門督・宰相中将・源宰相会合し、酒食有り。右大弁（藤原）行成屏風の色紙形を書く。華山法皇・主人の相府・右大将・右衛門督・宰相中将・源宰相の和歌、色紙形に書きて皆名を書く。後代已に面目を失ふ。但し法皇の御製は読人知らず。左府は左大臣と書く。件の事奇怪の事なり。主人余に和歌を責む。献詞を致して承引せず。右大弁書き了はんぬ。主人馬を志す。大丞<sup>(95)</sup>庭中に下り馬の綱を執り小拝して出づ。余黄昏帰る。今日主人余がために和顔有り。

夜に入り華山法皇天王寺の別当延源を差はし、播磨の明年の大粮百石の借牒を給はる。其の仰せに云ふ、「五節を献ずるの由聞し食す事有り、庁一事を営むべし。仍つて送る所なり」といへり。只恐れ給ふ由を奏せしむるのみ。返し奉るべきにあらざるの事、源相公（俊賢）陳ぶる旨愚案のごとし。

十一月

△定、大歳前、天恩、嫁娶・納婦・安床帳吉<sup>(1)</sup>▽

一日、庚辰。巳の剋に小野宮東西の門を立つ△西四足▽。小禄を工匠等に賜ふ。大工△疋絹▽。長三人△六丈手作▽。自余の工部等△信乃おのおの二端▽。（藤原）為元朝臣を招き、昨の大粮の恐れ院に奏せ

しむ。

「大宮御所惱の事」

宮（昌子内親王）重く悩み給ふ由にはかに其の告げ有り。仍つて馳せ参る。巳の剋ばかりに取り入れられ給ふ<sup>(2)</sup>。しばらくして蘇生すといへり。今の間起居し御坐すといへり。又重ねて悩み給ふ。手を分かちて僧止観修・僧都勝算・阿闍梨慶祚<sup>(3)</sup>等を召し遣る。僧都参入し、不断の法花経の御読経を始行せらる。僧都御加持の間頗る宜しく御坐す。申の剋ばかりに退出す。

「女院内より出でしめ給ふの事」

二日、辛巳。今晚女院（藤原詮子）内より出で給ふと云々。去る夜左大臣（藤原道長）の女（彰子）<sup>(1)</sup>年十二<sup>(2)</sup>西の京より入内す。上達部多く相送ると云々<sup>(3)</sup>大納言（源）時中・（藤原）道綱・（藤原）懐忠、中納言（藤原）時光・（平）惟仲、参議（藤原）懐平・（菅原）輔正・（藤原）誠信・（藤原）忠輔・（藤原）齐信・（源）俊賢<sup>(4)</sup>。末代の公卿凡人に異ならず。右衛門督（藤原）公任今朝西の京に参る。又内の直廬に向かふ。巡検の装束、廷尉の職はなはだ嚴重。然るべからざるの事なり。

三日、壬午。宮に参る。大膳大夫為儀朝臣途中に於いて右府（藤原顕光）の命を伝へて云ふ、「明日祭の使出で立つ所<sup>(4)</sup>に来訪すべし。亦神馬の料の馬一疋借送すべし」といへり。還向の日詣つべき由申さしむ。馬の事は承け従はず。宮に参る。昨より御悩宜しといへり。しばらくして参内す。左大弁（藤原忠輔）参入す。左府（藤原道長）の直廬に詣で、謁談の後退出す。

華山院に参り、やや久しく御前に候す。仰せて云ふ、「十六日密々熊野に参るべし。馬一疋借り奉るべし」といへり。献すべき由奏し了はぬ。秉燭の後退出す。

四日、癸未。宮の御悩の案内早且これを取る。去る夕べ悩み給ふ。暁に及び宜しく御坐すといへり。昼間重ねて案内を取る。申の剋ばかりに悩み給ふ。勝算僧都加持を奉仕し、邪氣一両女人に駆け移るの後頗る宜しく御坐すといへり。

中納言（藤原）時光卿春記に参る。使は左少将（藤原）重家。春日に幣を奉る。

五日、甲申。権亮（藤原景齐）同車して宮に参る。祇候の間、内豎来りて云ふ、「掃部助（源）兼宣仰せて云ふ、『只今参入すべし』」といへり。宮より退出し先づ案内を取る。平野の宣命の事に依りて召す所

なり。而るを内大臣（藤原公季）参入すといへり。仍つて参入せず。

六日、乙酉。黄昏宮に参る。御惱頗る宜し。秉燭祭の使の帰り饗の所に向かふ。主人の相府（顕光）上達部の座頭に加はり着く。源大納言（時中）・藤相公（懐平）・左衛門督（藤原誠信）・左大弁（忠輔）・源宰相（俊賢）参詣す。戌の剋ばかりに使帰る。相府の忌月に依りて舞はしめず直ちに座に着く。一献は源大納言（時）。第一座の番長<sup>(5)</sup> 盃を受けて相府の下に進む。余云ふ、「先例御盃を給ふに、未だ近衛盃を受くるの後献盃を進むるを知らず。若し次第に流すべきか」と。然らずんば次に擬すべきの由これに仰す。仍つて余の許に来る。三盃を飲ましむるの後盃を受く。二献へ余。次第に流巡す。三献藤相公（懐平）。其の後祿を賜はる。主人再三参詣の喜びを謝す。

〔大宮僧正観修を以つて千手観音法を修せしむるの事〕

宮今日より僧正観修を以つて千手観音法を修せしむ。

〔中宮御産の事〕

七日、丙戌。卯の剋に中宮（藤原定子）男子を産む<sup>(6)</sup> へ前但馬守（平）生昌の三條宅。世に云ふ、「横川の皮仙<sup>(7)</sup>」と。

〔公卿御所の辺に進みて賀産を奏せしむるの事〕

左府（道長）の使（藤原）輔公朝臣示送して云ふ、「今日女御の宣旨下る<sup>(8)</sup>。氏の上達部相共に慶賀を奏すべし。参入すべし」といへり。

午の剋ばかりに参内す。申の剋ばかりに左大臣（道）・右大将（道綱）・民部卿（懐忠）・余・藤相公（懐平）・右衛門督（公任）・左大弁（忠輔）・宰相中将（斉信）及び氏の侍臣等御所に進みて慶びを奏せしむへ藏人頭正光奏す。拜舞して皆陣に復す。左大臣（道長）・右大将（道綱）御所に参る。

〔主上初めて女御の直廬に渡御するの事〕

伝へ聞く、「主上今日初めて女御の直廬に渡り給ふ。左府（道）の気色有り。上達部女御の直廬に詣づへ源大納言（時中）・右大将（道綱）・民部卿（懐忠）・余・平中納言（惟仲）・藤相公（懐平）・左衛門督（誠信）・右衛門督（公任）・左大弁（忠輔）・宰相中将（斉信）・源相公（俊賢）と。盃酒の事有り、巡行算無し。上達部・侍従淵醉し、唱歌・朗詠有り。賀茂祭の調楽、直廬の東辺を経て参入す。左府（道）しばらく留め、右衛門権佐（藤原）宣孝<sup>(9)</sup>を以つて酒を勧めしむ。舞人四人出でて舞ふ。若し何の故ぞや。戌の時ばかりに南殿に還御す。左府（道）主人余の手を携へて御共に候するの便、更に直廬に引き入れ、装束を見せしむ。還御の後左府以下名対面す。了はりて各々分散す。

「主上御剣を中宮に奉らるるの事」

主上右近中将(源)成信を以つて御剣を中宮<sup>(10)</sup>に奉らる。

八日、丁亥。藏人少将重家来り、相訪ふの事を謝す。

九日、戊子。権弁(藤原説孝)来りて云ふ、「齋院の相嘗祭の料見物を以つて下し行ふべき由<sup>(11)</sup>、宣旨を大藏省に下し責むべし」と。即ち仰せ下し了はんぬ。宮(昌子内親王)より白絹廿疋・薫香一筥を給はる。御使逐電し帰参す。庁の下部と云々。禄物の御細櫃等(藤原)忠邦に持たしめ、御使に預けしむ。宮に於いて預かり給ふと云々。

十日、己丑。権弁朝臣来る。齋院(選子内親王<sup>(12)</sup>)の相嘗祭の料物成り難き由を申す。宣旨一枚を下す。宮の御悩去る夜極めて重かりし由早朝告げ有り。経営し参入す。権大夫(菅原輔正)・他の官司等祇候す。暁更より頗る宜しく御坐す。然れども御悩の躰慎み給ふべきに似たり。参内す。藏人(源)兼宣宣旨八枚を給はる。即ち権弁に下す。晩頭宮に帰参す。御悩発るも極めて重きにはあらず。秉燭退出す。

十一日、庚寅。(大江)雅致朝臣を以つて左府(道長)より示されて云ふ、「僧止奉仕の宮の修法<sup>(13)</sup>、若し延行せらるること有らば、期約

せし所の事相違すべし。事の由を啓せしめ彼の仮を請免すべし」といへり。気色を見せしむるは、僧止の謀略か。御悩至急に依るなり。早やかに免ぜらるべき由啓せしめ了はんぬ。随ひて則ち許し給ふといへり。夜に入りて権弁朝臣来りて云ふ、「相嘗祭の料物の事答聞す。即ち左府(道)に仰せ遣らる」と。覆奏して云ふ、「見物を以つて下し給ふべき由、早やかに大藏卿(藤原)正光朝臣に仰せらるべし。若し其の勤無くは、左右只行はるべし」といへり。

十二日、辛卯。宮今暁より重く悩み給ふの由告げ来る。午の剋ばかりに参入す。権大夫(輔正)・源宰相(俊賢)同じく参る。巳の剋以後宜しく御坐す。勝算僧都参入す。夜に入りて退出す。

「主上始めて南殿に出御するの事」

十三日、壬辰。遠忌(藤原尹文女<sup>(14)</sup>)。証空阿闍梨を以つて齋食せしめ、諷誦を道澄寺に於いて修す。宮の御悩去る夜より宜しく御坐すといへり。伝へ聞く、「今日初めて南殿に出御し、旬の議を聞し食す」と。外記より昨日告ぐ、「忌日に依りて参入せず」と。宮の御修法今日結願す。僧止観修なり。今日より勝算御修法を奉仕す。

十四日、癸巳。召使来り、明日読奏<sup>(15)</sup>の由を告ぐ。障りを称へて参ら

ず。晩頭宮に参る。御惱宜し。

十五日、甲午。召使云ふ、「明日左府（道長）定め申さるべき事有り。参入すべし」といへり。所労有るの由を称ふ。

華山法皇明曉熊野に参らしめ給ふべし。案内を承らんがため晩頭参入す。やや久しく御前に候し、続きて宮に参る。御惱頗る宜し。黄昏罷り出づ。馬一疋仰せに依りて院に奉る。明日の御行の雑役の料なり。戌の剋ばかりに内より召有り。所労有る由を申さしむ。亥の剋ばかりに頭弁（藤原行成）重ねて仰せ云ふ、「所労を相扶けて必ず参入すべし。已に深更に臨む。宿装<sup>(16)</sup>を着け参入すべし」といへり。仍つて参入すへ時に子の二剋▽。

「華山院熊野の御山に参詣せしめ給ふべき間の事へ宣旨に依りて留めしめ給ふの事▽」

頭弁を以つて奏せしむ。仰せて云ふ、「華山法皇熊野に参らしめ給ふ由」と云々。御詞極めて多し。仍つて事の旨を記さず。参入せしむべからざるの由なりへ両度頭弁を以つて御消息有り。法皇聞し食さず。仍つて仰せらるる所なり▽。即ち院に参り事の由を奏す。左右仰せに随ふべきの由奏せらるる事有り。若し粉河<sup>(17)</sup>に参らば如何。そもそも仰せ事に随ふべし。又帰参し、同人を以つて御消息を之に奏せしむ。

嚴寒の間参らるべからずといへり。院に参り御消息を申す。両所に参らしむべからざるの由一定了はんぬ。丑の剋ばかりに罷り出づ。

十六日、乙未。院より馬を返し給ふ。

五節の舞姫宅今日師を迎へしめ習はしむ。雑物を分かち遣る。師の禄絹三疋・米五石へ三石は饗の料、二石は従者の禄の料▽・菓子・魚物等。藏人兼宣勤宣旨四枚を齎し来る。即ち権弁朝臣に下す。

十七日、丙申。左府（道長）曉更より俄かに悩み給ふ由、面々云々す。午後参詣す。御物忌みに依る。伊与守（源兼資）朝臣を以つて事の由を申し入る。今の間頗る宜し。初悩の体霍乱のごとしと云々。続きて宮に参る。御悩なほ不快。女房云ふ、「此の五六夜御寝例のごとし」といへり。秉燭退出す。

十八日、丁酉。証空阿闍梨<sup>(18)</sup>を招き、廿日より宮の御修法を奉仕すべきの事懇切に相談す。再三辞退す。然れども強ちに以つて相示し、愁ひに以つて請け申す。即ち事の由を啓せしむ。

十九日、戊戌。右衛門志保大養為政云ふ、「明曉左衛門尉（藤原）忠親朝臣相共に美乃国に罷り向かふ。これ（藤原）致忠朝臣前相模介

(橘) 輔政朝臣の子(惟頼)及び郎等二人を射殺するの事に依るなり。但し致忠朝臣を隨身して罷り向かふべし」といへり。件の事皆由緒有りと云々。

廿日、己亥。(大江) 匡衡・(高階) 明順・(藤原) 景斉・(藤原) 知章及び五品多く来る。五節の事を訪ねんがため。観修僧止過ぎらる。いささか語る事有り。これ宮の御封<sup>(19)</sup> 長谷<sup>(20)</sup> に申し入るべきの事なり。

廿一日、庚子。大原野に奉幣す。家に於いてこれを奉る。

藏人所の文章生私かに来る。舞姫を参らしむべきの由を仰す。奉る由を申さしむ。

「五節参内の事<sup>(21)</sup>」

廿二日、辛丑。左府(道長)の使(橘)為義朝臣薫香を賜はり、銀の筥に納む。白の合の樹・袴等を被く。四品・五品多く来訪す。五節の事違記すること能はず。余の車を遣り舞姫へ備前守(源)相近の女と称ふる者なりを迎へしむ。出し車藤原相(懐平)・式部大輔(輔正)・右衛門督(公任)・左兵衛督(藤原高遠)・源宰相(俊賢)、莚張りの車右少弁(源)致書、亥の始めに参入せしむ。前駈け数有り。陪従六人・童女二人・下仕へ四人・上の雑仕二人。樋洗無し。

廿三日、壬寅。五節所<sup>(22)</sup>の女房の許に、朝夕の食弁備せしめてこれを遣る。朝餉淡路守(平)文佐、衝重宮の属(宇治)忠信。後に聞く、「生昌朝臣の舞姫にはかに参上せざらんと欲す」と云々。

廿四日、癸卯。食物を五節所に送ること昨のごとし。酒肴を諸陣に賜はらしむ。宮よりにはかに参入すべきの仰せ有り。馳せ参る。源相公(俊賢)同じく参入すべしといへり。消息を馳せ、同じく会し参る。御悩殊に甚だし。僧等御加持を奉仕す。幾ならずして宜しく御坐す。御書を賜ひ、御出家の御本意有るに似たり。左右何をか申さんや。秉燭退出す。

朝干飯前伊与守知章、衝重史(小槻)奉親宿祢。忠邦五節所より来りて云ふ、「童女を覽る云々」と。

廿五日、甲辰。尚侍(藤原綏子)の母氏(藤原国章女、同兼家妾)舞姫に日景纒<sup>(23)</sup>を送り、倭歌を相加ふ。使に足絹を給ひ、兼ねて和歌に答へ給ふ。節会の作法別に記す。

「節会」

同五年《改元長保元年》十一月廿五日、甲辰。申の剋ばかりに参内す。諸卿参入すへ式部大輔輔正一人参らず。西の剋ばかりに南殿に出御

す。小斎の参議<sup>(24)</sup> 懷平参らず。数度召し遣るなり。僅かに昏黒参入す  
△小忌の納言<sup>(24)</sup> 無し。参議一人着き神事を行ふと云々▽。右大臣(顯  
光)以下引きて外弁に着く。西の中門の外の南腋を以つて外弁と爲す。  
左大臣(道長)内弁たり。西の中門閉めず。外衛の陣本陣に候す。群  
臣西の中門より入り、儀式例のごとし。但し西の階より参上す。大納  
言時中・道綱・中納言時光・惟仲、参議懷平・誠信・公任・俊賢等相  
引く。右大将(道綱)五節所に向かふ。一兩巡の後余も五節所に向か  
ふ。しばらくして退帰す。雲上人多く来る。余五節所を徘徊す。即ち  
節会の座に参上す。五節舞ひ了はりて余退出す△時亥の終はりばかり  
か▽。

廿六日、乙巳。五節の几帳四基・火桶の鋪設等宮の御方に分かち奉る。  
又火桶等を処々に送る。菓子・魚鳥等の類同じく奉る。外記の史生使  
部を以つて見参を進めしむ。申して云ふ、「五節の間の先例酒肴を賜  
はる」といへり。事極めて奇怪。仍つて大外記(滋野)善言朝臣を召  
し、後々のために事の由を仰す。善言朝臣再三驚き申すなり。

廿七日、丙午。宮(昌子内親王)に参る。権大夫(輔正)同じく参る。  
御惱不快。証空の御修善結願。又始めて軍荼利法を修す。頻りに故障  
を申す。然れども再三相示し修せしむる所なり。来月五日遷宮有るべ

し。(皇)奉平宿祢等勸へ申す。秉燭退出す。

〔臨時祭の試楽の事〕

廿八日、丁未。参内す。臨時祭の試楽<sup>(25)</sup>。右大臣(顯光)・内大臣  
(公季)・源大納言(時中)・民部卿(懷忠)・藤宰相(懷平)・式  
部大輔(輔正)・左衛門督(誠信)・右衛門督(公任)・左大弁(忠  
輔)参入す。秉燭退出す。事始めの舞人八人、今一人の(藤原)公信  
朝臣俄かに故障有り。仍つて九人を以つて舞はしむべからざるに依り  
て、八人舞ふか。

廿九日、戊申。召に依りて宮に参る。還宮の事を定め申す。権大夫同  
じく参る。来月七日宜しかるべき由定め仰す。(賀茂)光榮朝臣同じ  
く其の由を申す。五日は吉日。而るを今晝の御夢想彼の日重く慎み給  
ふべし。又前日の邪靈同じく其の由を申す。仍つて彼の日還御すべか  
らざるに至る。日没左府(道長)に詣で、やや久しく謁談す。

卅日、己酉。今日釈迦仏の日。精進を以つて始む。恩徳に報ひんがた  
め。

十二月

一日、庚戌。夜に入りて鷹司<sup>(26)</sup>に詣づ。しばらくして帰る。戌の剋ば

かりに火南方に見ゆ。下人云ふ、「左府（藤原道長）の辺」と云々。仍つて驚きながら馳せ詣つ。前紀伊守（菅原）董宣朝臣の宅焼亡す。左府（道）の西隣に在り。上達部多く左府（道）に参詣す。余立ちながら退帰す。宮（昌子内親王）に参る。陣の外に於いて御惱を案内す。〔烏帽子を着くるに依る〕。即ち帰る。

〔大宮崩せしめ給ふの事〕

丑の剋ばかりに宮より告送して云ふ、「御惱極めて急なり」といへり。仍つて馳せ参り、女房に問ふに、「今に至りては憑み奉るべきにあらず」と。これより先御額髪を剃り、御眼を閉づるの比、名香御手に盛り、西方に向かひて弥陀の宝号を唱へ給ひ終へ給ふ。但し官旨(27)に懸かり給ひ、未だ臥せしめ給はず。御胸なほ温し。数剋を移し掻き臥せ奉る。権大夫（菅原輔正）・源宰相（俊賢）祇候す。女房御遺令・御筆書一巻を出す。御葬送及び観音院の事(28)・自余の雑事に注し給ふ。件の遺令に依りて一々執行すべし。後日御崩日を問ふに、御所に候するの僧等申して云ふ、「朔日子の終はり丑の始めか。なほ朔日を以つて崩日と為すべし」といへり。

大后春秋五十。在位卅三年。

〔大宮の御遺令に依りて、重複日を避けず、御入棺の日次を勘へ申す

の事〕

二日、辛亥。弘暁陰陽博士（惟宗）正邦を召し、御入棺・御湯殿・出御等の事を問ふ。重日(29)に依りて勘文を進めしめず。御遺令に依りて重複日を避けず。正邦申して云ふ、「辰の剋の始めに御棺を作り、子の剋に御湯を奉る。同時に入棺。同剋観音院に移し奉る」といへり。巳の剋ばかりにあからさまに退出す。日没還り参る。雑事を執行し、子の剋に絲毛御車に乗せ奉る。余の牛を用ゐる。御車副六位十人、宮司の侍所の長以下角下(30)属二人。大進（大江）雅致朝臣療を執り御車の前に在り。余・権大夫（輔正）・源宰相（俊賢）・僧都勝算及び僧侶皆藁履を着け御共に候す。丑の終はりに観音院に着き給ふ。これより先檢非違使二人（右尉（伴カ）忠信・志（美努）伊遠）を差はし造道の事を行はしむ。

〔御遺令に依りて、凡人の礼を用ゐらるる間の事〕

御遺令に依りて、凡人の礼を用ゐる。

〔太后山寺に移し奉るの事〕

宜しき日を以つて公家に奏せしむべく、今朝左府（道長）左兵衛佐（藤原）能通(30)を以つて示送して云ふ、「太后崩じ給ふ由承り驚き申し侍り。今日山寺に移し奉ると云々。公家若し事を行はるべく有らば、

縦ひ重日と雖も行はるべきなり」と。事の子細しばらく能通に付し、申さしめ了はんぬ。五日ばかりに奏すべき由又申さしめ了はんぬ。余寅の剋ばかりに観音院より退帰す。権大夫（輔正）御寺に候す。女房十人祇候す。擯榔車二両・莖張り一両。冷泉院内蔵頭（藤原陳政）朝臣を以つて弔問せらるる有りと云々。

三日、壬子。観修僧正来る。立ちながら相遇す。

四日、癸丑。源相公（俊賢）同車して観音院に参る。正邦宿衾を以つて明日御葬の勘文を進めしむ。子細注せず。黄昏退出す。明日の雑事、行事書き出さしめて官司に下し給ふ。明旦頭弁（藤原行成）・大外記（滋野）善言朝臣内に祇候すべきの由示送し了はんぬ。遣令・雑事等を奏せしめんがため。

〔大后御葬送の事〕

五日、甲寅。源相公（俊賢）同車して御寺に参る。卯の剋に地鎮。辰の剋の始めに御魂殿を造るゝ御寺の内に在り。御遣令▽。同剋素服を裁縫す。御魂殿の内二尺ばかり地を掘り薦布・絹等を敷き、薪を積ましむ。御棺を居ゑんがため。使官等を以つて近辺の木を切らしむ。晩頭家より食物を持ち来り、僧都勝算・両相公及び官司等に羞む。

〔遣令を奏せしむるの事〕

今朝権亮（藤原）景斉を差はし、遣令・雑事を大外記善言に触れしむゝ山陵・国忌・挙哀<sup>(31)</sup>・素服・葬司等を停めらるべき事。神事・節会・色々の例を停めらるべからざる事▽。頭弁を以つて伝へ奏せしむる事ゝ権大進（橘）道貞朝臣臨時の給を給はるべき事。崩じ給ふ処は実はこれ道貞朝臣宅なり。御存生の間気色有るに依りて奉せしむる所なり▽。奏せしむる詞に云ふ、「数年公物を費さしむる事恐れと成し侍り。これに因りて崩後の雑事公物を費すべからず」と。仍つて凡人の礼を用ゐるべきの由等なり。冷泉院の判官代（源）陳蕃を以つて御葬の案内を冷泉院に奏せしむ。景斉朝臣帰り来りて云ふ、「遣令の旨善言朝臣に触るるに、申して云ふ、『左府（道長）に申し了はんぬ』と。即ち聞かれて云ふ、『事々にこれを承る。奏聞を経べし。臨時の給の事頭弁に触れ、即ち以つて奏聞す』と。復命して云ふ、『最後の仰せ背き申すべからず。これを奉ず』といへり。冷泉院の御弔使至道朝臣、件の御使帥宮（敦道親王）・内大臣（藤原公季）同じく詞を加ふ。はなはだ奇怪の事なり。便消息に似たり。一品宮（資子内親王）大監物（藤原）永道を以つて御消息有り。皇后宮（藤原遵子）の御使正隆朝臣、戌の二點に素服を着るゝ女房十人・下女三四人、只御共に候するの女人等なり。余及び官司・所々の職事・御乳母子等当色を給ふの者。御行障を持つ者十三人・焼香の者一人・御車十人・榻持ち一人・

燭を執る者五人五位・御前僧十九人。自余これを記さず。戌の四點に魂殿に移し奉る。御魂殿の前に於いて奉仕の導師・呪願入導師権大僧都穆算・呪願少僧都勝算。了はりて御棺を積薪の上に居ゑ、其の後薪を魂殿の内に積み滿つ。阿闍梨慶祚及び御前の僧等、光明真言を讀む。加持の沙<sup>(32)</sup>御棺の上に灑ぎ奉る。了はりて魂殿を固め奉る。了はりて御車及び牛・行障・御所の御屏風・御几帳・鋪設・簾・御手水の具等寺家に施入す。御念仏を為し諸寺参入すること初夜のごとし。女房車三両本宮に送る。余及び両相公・宮司等本宮に参る。御読経・御念仏等を始行せしむ入僧十人。亥の刻ばかりに各々分散す。明日御態の雑事を定め行ふべきの由、おのおの仰せ了はんぬ。

六日、乙卯。宮に参る。権大夫（輔正）・源相公（俊賢）・宮司等相共に七々法事の雑事を定む。具に定文在り。平中納言（惟仲）・左右衛門督（誠信・公任）参入す。余相逢ふ。右衛門督（公）立ちながらやや久しく清談し、雑事定め了はんぬ。夜に入りて罷り出づ。

#### 「警固の事」

七日、丙辰。史（惟宗）貴重云ふ、「去る五日諸陣警固」と。蓋し太后崩するに縁る。

「大神祭停止。太后崩するに依るなり」

九日、戊午。或云ふ、「大神祭<sup>(33)</sup>・神今食<sup>(34)</sup>、太后崩するに依りて停止」と。常陸介（平）維幹朝臣<sup>(35)</sup>先年申す所の給、華山院の御給の爵料の不足の料絹廿六疋及び維幹の名簿等これを送る。以つて維幹米爵に預かるべしといへり。維幹余の僕なり。馬三疋の毛付け<sup>(36)</sup>を進め、院の判官代（藤原）為元を以つて絹及び維幹の名簿等を奉らしむ。

#### 「宮司着服の間の事」

十一日、庚申。宮司着服の後、除服の期末だ所見有らず。左衛門権佐（金宗）允亮<sup>(37)</sup>を招きて其の由を問ふ。指したる答へ無し。但し法家の文書に就きこれを案ずるに、着くべからざるか。応和の後（藤原安子）の時先儒着くべからざるの由を勘へ申すといへり。或云ふ、「彼の時朝官を帯びし宮司三箇月を過ぎて除服す」といへり。村上御日記<sup>(38)</sup>を見るに、延喜廿三年太子（保明親王<sup>(39)</sup>）薨せし時の坊官着服の例を見る。其の外只服の例に従ふを勘へらるのみ。仍つて大外記善言朝臣を召し、応和の後・堀川后（藤原媼子<sup>(40)</sup>）の例を勘ふべきの由を仰す。為元朝臣来る。院仰せて云ふ、「常陸介（平）維叙朝臣<sup>(41)</sup>絹を進めて納めしめ給ひ了はんぬ。但し明年の御給の米爵を以つて維幹に給ふべきの由仰せ遣るべし」といへり。

十二日、辛酉。権大進(橋)道貞朝臣を以つて左府(道長)命じて云ふ、「前宮(昌子内親王)の七々法事、若し奉仕すべきの事有るか」といへり。然るべき事無きの由を申さしむ。三条宮に於いて今日より七箇日を限り、阿闍梨証空を以つて大威徳法を行はしむ。阿闍梨鎮慧を以つて金剛薬又法を修せしむ。御存生の御願なり。

十四日、癸亥。右衛門督(藤原公任)告送して云ふ、「昨日陣の定め等有り。一、太后御四十九日の間節会の停不・叙位の有無、諸卿多く行はるべからざる由を定め申す。一、美濃国の事、国司(源)為憲<sup>42)</sup>は釐務(42)を停むべし。(藤原)致忠朝臣は禁法を用ゐ可將参」といへり。自余の事等と云々。

十六日、乙丑。昨式部少輔(紀)齐名<sup>43)</sup>卒すと云々。昨陣の定め有りと云々。これ(平)維衡・(平)致頼等の事法家の勤へ申すに任せてこれを行はるべき由諸卿定め申す。又美乃守為憲の罪名勤を法家に下さる。

〔中宮亮明順唐人の愁へに依りて召し問はるべきの事〕  
中宮亮(高階)明順唐人の愁へに依りて召し問はるべしと云々。

十七日、丙寅。公家荷前<sup>44)</sup>と云々。今日故宮の請印の事を行はしむ。御四十九日の内行はしむべからず。然れども諸国司愁へ申す事有り。又歳末に及び愁吟極まり無し。仍つて宜に随ひ行はしむ。

十八日、丁卯。荷前を奉る。使右馬允(藤原)是光。宮に参る。権大夫(輔正)・源宰相(俊賢)同じく参る。七僧及び百僧・七僧の粥時の事等を定む。講師大僧都穆算、呪願権僧正観修、講師少僧都济信、三礼少僧都勝算、唄律師尊叙、散花阿闍梨証空、堂達阿闍梨玠慧。百僧内供阿闍梨・諸寺の名僧・御忌みに候するの僧・観音院の念仏僧等なり。七僧前(八余・権大夫(輔正)・源宰相(俊賢)・亮二人・大進二人)夜に入りて宣旨に相逢ふ。悲泣極まり無し。しばらくして出づ。

今日より勝算僧都宮に於いて摩迦毘盧遮那法を修す。阿闍梨慶祚阿弥陀法を修す。御存生の御願なり。

十九日、戊辰(復日)<sup>46)</sup>。小野宮に向かひ新造の門屋を見る。

廿三日、壬申。左大臣の内房(源倫子)女子(藤原威子)<sup>47)</sup>を産むと云々。

廿五日、甲戌ハ没。復ハ。今日より七箇日を限り、又少僧都勝算普賢法を修す。阿闍梨慶祚観音法。右衛門志（具大養）為政云ふ、「致忠朝臣肱禁將上。但し巾を脱せず。宣旨に依りて左衛門の射場に候せしむ」といへり。

（藤原）伊祐朝臣云ふ、「明法美濃守為憲朝臣の罪名を勘へ申す」と。廿七日、丙子。勝算僧都立ち過ぐ。覺縁内供明年の宿曜勘文を持ち来る。下総守（宮道）義行朝臣<sup>(48)</sup>・明聖法師絹・露草移し<sup>(49)</sup>等を送る。看督長右衛門尉忠信の転進・山階僧正（真喜）の消息等を持ち来る。相加へ齋し来る本数廿疋・露草移し百枚。而るを絹五疋・露草移し七枚已に其の实無し。明聖の奸犯已に明らかなり。又義行朝臣の送状明白に切り続く。思ふ所有り糺さしめず。此の由を以つて僧正の許に示送す。

〔配流を行はるるの事〕

廿八日、丁丑。故宮の別納所に節料の畳を献す。七々の御態料用ゐるべき由仰せ宣ひ、返し給ひ了はんぬ。昨配流を行はるるの事、右大臣（藤原頭光）承り行ふと云々。

致忠朝臣佐渡に配す。使は右兵衛府生。（ママ）致頼朝臣隱岐に配す。使は右衛門府生（ママ）。致忠・致頼二人肱禁し、維衛朝臣淡路に配す。使は左衛門府生日下部重遠。維衛朝臣に至りては肱禁せずと云々。お

のおの檢非違使をして山城の国境を追越せしむと云々。此の事大外記善言朝臣・蔵人（源）兼宣・左衛門尉（安倍）信行等申す。右衛門督（公任）の御許より同じく此の旨有り。

廿九日、戊寅。右近府生安春言ふ所無く庭前に直進す。其の気色を見るに、物の要有るに似たり。仍つて絹一疋を賜ふ。感悦極めて深し。窮困の者なり。召使の節料を給はしむハ布廿端ハ。

〔追讎の事〕

御魂今年染殿に於いて奉拝す。夜に入りて例に依り解除す。但し着服し、奉幣せず。子の始めの剋ばかりに追讎。

〔注 記〕

長徳五年（改元長保元年）（九九九）

(1)内豎Ⅱないじゅ。「ちいさわらわ」ともいう。主たる任務は宿奏と時奏であったが、殿中や諸陣、諸寺への走り使いもした。宮中に仕える使い走りの童子。九世紀末から十世紀初頭には定員が二百人となっていた模様である。

(2)内膳の御竈神移し奉る事。内膳司（ないぜんし）。宮内省の被官で朝廷（外廷）の食膳を扱う大膳職に対し、天皇（内廷）の食膳の調進を掌る官司）の御竈神を一条院（いちじょういん。一条朝に成立した今内裏。大宮大路の東、一条大路の南の一町。長保元年（九九九）六月の内裏焼亡によって一条天皇はここを今内裏としていた）に遷し奉る事。これより九年後の寛弘五年（一〇〇八）の年の暮れに「しはすの廿九日にまゐる。はじめてまゐりしもこよひのことぞかし」と紫式部はその日記に記した。『源語』作者の宮廷生活は、殆んどこの一条院里内裏でのものであった。

(3)宮主の事Ⅱみやじのこと。大宮主（天皇の宮主）、東宮宮主、中宮宮主、皇太后宮宮主、斎宮宮主、斎院宮主などがあり、神祇官の卜部から選ばれた。大宮主は踐祚の日に東宮宮主より転任して内膳司の竈神祭を齋行することを例とし、天皇一代に宮主一人を原則とした。

(4)法興院Ⅱほこいん。平安京外の東京極大路東、二条末北に一町を占めた寺院。もと盛明親王の第宅であったものを兼家が買得新造して、東二条院と号した。正暦元年（九九〇）五月八日、関白太政大臣を辞し出家した兼家はこの本邸の東二条院を寺院として、これを法興院と呼んだ。兼家は、正暦元年七月に同院で没するのである。

(5)右金吾Ⅱうきんご。右衛門府、右衛門督、佐、尉などの唐名。

(6)佐・(7)判官Ⅱすけ・ほうがん。「佐」は四等官の次席。督（長官）と職掌は同じで、長官を補佐し、或いは代行する。「判官」は四等官の第三席。

(8)禅林寺Ⅱぜんりんじ。山城国愛宕郡。現在の京都市左京区東山山麓にある浄土宗西山派の総本山。聖衆来迎山と号し、永観堂の名で親しまれている。正暦四年（九九三）の火災で堂宇を焼失したが、深覚（後出、長保元年七月三日の同条）によって再興され、弟子の深観から東大寺三論宗の永観に伝えられる。

(9)右兵衛督（源憲定）Ⅱみなもとののりさだ。(10)右源中将（頼定）Ⅱみなもとのよりさだ。ともに実資の室故婉子女王の兄弟。この日の記事の終わりに「右兵衛督、源亜将依レ親ニ亡者一不ニ束帯一、在ニ余同所一」とある。

(11)水精Ⅱすいししょう。「水晶」の古い表記。

(12)七僧Ⅱひちそう。「七僧法会」（ひちそうほうえ）。講師・読師・呪

願師・三礼師（または錫杖師）・唄師・散華師・堂達（または行事）の七人の役僧の出仕で行われる寺の行事の根幹となる大法会。七僧の中では呪願師を上臈とする。この構成は天平勝宝四年（七五二）の大仏開眼供養を初見として以後、延暦十三年（七九四）の比叡山根本中堂落慶供養など例は多く、殊に平安中期には盛んに行われたらしい。

(13) 講師前律師徹久||こうじ、ぜんりつしのごんく。（後出、長保元年八月二十一日の条・注記番号、先の(52)）

(14) 三礼律師深覚||さんらい、りつしのしんかく。（後出、長保元年十月十日の条・注記番号、先の(67)）

(15) 散花阿闍梨証空||さんげ、あじやりのしょうくう。（後出、長保元年十一月十八日の条・注記番号、後の(18)）

(16) 凡僧||ぼんそう。僧綱などに任ぜられていない法師位の僧のこと。

(17) 濫僧||らんそう。寺院に住まない僧のこと。

(18) 粥時の人々。「粥時」（かゆどき）は「粥齋」で僧に供する食事。こはその食事を整える人々か。

(19) 堂童子||どうどうじ。諸寺の堂舎に分属して、堂内の仏に奉仕し、雑事を取り扱う童形の下部（しもべ）。

(20) 中将・頼定||よりさだ。（前出、長保元年七月三日の条・注記番号・

先の(10)）

(21) 証闍梨||しょうじやり。（前出、長保元年七月三日の条・注記番号・

先の(15)）（後出、長保元年十一月十八日の条・注記番号・後の(19)）

(22) 藤中納言||とうちゅうなごん。藤原時光。（前出、長保元年七月二日の条。）

(23) 宰相中将||さいしやうちゅうじやう。藤原斉信。（前出、長保元年七月二日の条）

(24) 左金吾||さきんご。左衛門督藤原誠信、春宮権大夫。

(25) 右衛門督（公任）||きんとう。公任は当時、檢非違使別当であった。

(26) 廷尉庁||ていゐのちやう。檢非違使の庁の唐名。

(27) 其の座除目の如し。「除目」（じもく）には大臣以下の公卿が列して、主席の大臣即ち一上（いちのかみ・筆頭の公卿の意で、通常は左大臣がこれに当たる）が評議の首席を務める。

(28) 禅林寺||ぜんりんじ。（前出、長保元年七月三日の条・注記番号・

先の(8)）

(29) 宮（為平親王）||ためひらしんのう。（後出、長保元年十月九日の条・注記番号・先の(20)）

(30) 仁王会||にんのうえ。護国經典として重んじられた「仁王般若経」を講じて、鎮護国家を祈念する法会。朝廷が主催する官会と、特定の寺による寺会に大別される。

(31) 右府（顕光）の二娘（藤原延子）||ふじわらののおこ。(32) 御女||お

んむすめ。(?)一〇二九)。二十五、六歳で敦明王(九九四)一〇五一・三条天皇の第一皇子)に入侍。長和五年(一〇一六)敦明親王は東宮となり、延子は堀川女御と呼ばれたが、寛仁元年(一〇一七)東宮は道長の権勢に押され、東宮を辞し小一条院と称した。その上道長女の寛子と結婚し高松殿に住んだ。延子は この結婚を恨み悲哀に沈み病を發し、遂に寛仁三年四月九日の夜、咯血して頓死した。のち延子は父顯光とともに怨霊となり、道長の一族に祟りをなしたという。

(33) 無已の僧 || むいのそう。参会できないことのやむをえない僧。

(34) 參議(菅原) 輔正 || すがわらのすけまさ。(後出、長保元年九月八日の条・注記番号・先の(67))

(35) (藤原) 伊祐朝臣 || ふじわらのこれすけあそん。(後出、長保元年九月十日の条・注記番号・先の(72))

(36) 權僧正 觀修 || ごんそうじょうかんしゅう。(後出、長保元年十一月一日の条・注記番号・後の(3))

(37) 慈徳寺 || じとくじ。山科区北花山に所在した寺。寛和二年(九八六)草創か。後述の通り長保元年(九九九)八月二十一日に東三条院註子によって落慶供養が行われており、この時伽藍の完成をみたらしい。詮子が長保三年(一〇〇一)閏十二月二十二日に崩御して以後は、法華八講並びに忌日法会が毎年当寺で行われている。

(38) 宮亮(大江清通) || おおえのきよみち。生没年未詳。大江澄明男。道長に近侍し、道長女彰子の中宮大進や太皇太后宮亮を務めるなど、道長家の家司的な存在であった。後一条朝の乳母、典侍を務めた藤原豊子(道綱女)はその妻であった。

(39) 右將軍(藤原道綱)の妻 || 藤原季孝女か。道綱女藤原豊子の出生は永観二年(九八四)もしくは寛和元年(九八五)ごろと見なされ、その息大江定経の出生は長保二年(一〇〇〇)ごろと見なされる。ここでは、定経の父大江清通が実資に道綱の妻の周忌法事への出欠をうかがっており、この時点において大江清通は道綱方の人物になっていた(豊子と結婚していた)かに見える。(川口三枝氏の報告による)

(40) 右近中将(源) 頼定 || みなもとのよりさだ。(九七七)一〇二〇)村上源氏。為平親王の二男。母は源高明女。官途の始め、藤原伊周の不敬事件(長徳二年・九九六)に連座し勤事に処せられたこともあるが、一条天皇時代に於ける高名の雲客で「天下之一物」(『続本朝往来伝』)、「かたちよき君子」(『枕草子』)などと評された。頼定の姉妹の一人、婉子女王は花山天皇女御であり、後に実資の室となった。(前出、長保元年七月三日の条・注記番号・先の(4))

(41) 里第 || りてい。長徳元年(九九五)四月、中宮定子の父道隆が薨じ(薨年四十三歳)、更に翌長徳二年同母兄弟の伊周、隆家が花山法皇

を射るといふ事件を起したことにより、中関白家の凋落は決定的となった。同年（九九六）五月、定子は落飾するが、翌六月里第の二条第が焼亡し、高階明順（あきのぶ）の第に遷る。それゆえ、この「里第」は定子の母貴子の兄弟に当たる高階明順の邸であるとおもわれる。

(42) 前但馬守（平）生昌宅二たいらのなりまさたく。生昌は美作介珍材男。兄に中納言平惟仲がいる。中宮大進として、長保元年（九九九）八月十日、出産を直後に控えた定子をその三条第に迎えたが、定子は十一月、そこで第二子敦康親王を生んだ。実資は、その第について、大外記善言朝臣の言葉のままに「件宅板門屋」と記したが、清少納言もその第宅及び生昌を酷評、嘲笑している。翌長保二年（一〇〇〇）十二月十五日、定子は同じく生昌の三条第で二女嬖子（よしこ）内親王を出産するが、その翌日に崩御している。

(43) 一宮（脩子内親王）（前出、長徳三年二月十日の条・注記番号・6）  
(44) 僧前二そうぜん。僧膳のこと。後述長保元年八月二十一日の条に「僧前」に割注して、「高杯九本、盛屯食一具」とある。

(45) 主典代二しゅてんだい。院庁の出納を掌った院司。朝廷の官と区別して「代」という。さかんの事。

(46) 上臈の執行二じょうろうのしっこう。女院藤原詮子を暗示して言ったものか。

(47) 右金吾二うきんご。「金吾」は衛門府、衛門督、佐、尉の唐名。ここは、右衛門督である藤原公任をいう。

(48) 駒牽二こまひき。朝廷で行われた御馬親覽の儀式。

(49) 李部年已に懸車の齢を過ぐ。「李部」（りぶ・りほう）は吏部で、式部省の唐名。ここは式部大輔菅原輔正をいう。「懸車」（けんしゃ）

は漢の薛広徳が辞官の際、下賜された車を懸けつるして子孫に伝えたといい故事から、官を辞すること、或いは致仕の歳、すなわち七十歳をいう。菅原輔正は、長保元年時、従三位で七十五歳。公卿十六名中の最年長であった。

(50) 焼亡の後。この内裏「焼亡」は、これより二ヶ月以前長保元年（九九九）六月のこと。一条天皇の御代の内裏焼亡は四回にわたり、これは、その第一回目である。

(51) 青宮（居貞親王）二せいぎゅう（いやさだしんのう）。「青」は春または東の意。ここは一条天皇の東宮居貞親王（後の三条天皇）をいう。

(52) 前律師嚴久を召し。嚴久（ごんく・九四四〜一〇〇八）は同条に前出。また長保元年七月三日の条の故婉子女王周忌法事に、「七僧」の一人として出ているが、平安中期の天台宗の僧。花山僧都と号した。寛和二年（九八六）藤原兼家が花山天皇の追い出しを企てると、これに加担し、折から愛妃柅子（よしこ）——花山天皇はこの柅子

への思い断ち難く、彼女の妹（為光の四女）の許へ通う。これが長

徳二年（九九六）の伊周、隆家との鬪乱を引き起す原因となった。

——を失った天皇に無常感をたきつけ、また六月二十二日の夜、

天皇を内裏から抜け出させるための牛車を調べ、これに同車したと

もいう。以後兼家一門の信任篤く、この年長保元年（九九九）のこ

の日、慈徳寺別当となった。

(53) 心中不甘のみ、「心中不甘而已」とあり、「心中に感心せず」の意。

(54) 御塔中「おんたつちゅう。慈徳寺別当となった藤久を指すか。

(55) 考定・(57) 定考「ともに「こうじょう」と訓む。後者は「定考」と書

くが、上皇（じょうこう）への不敬を避けて「考定」（こうじょう）

と逆読みするのが例であった。「定考ハ逆読之例也」（名目抄）とあ

る。これは、六位以下の官吏の成績などを考えて官爵を賜った公事

をいう。

(56) 朝所「あしたどころ。あいたどころ。あいたんどころ。太政官庁の

東北に在り、参議以上の者が食事をして、政務を執った所。

(58) 以下二十七日ノ条マデ竄入ナリ。長保元年（九九九）当時、藤原齊

信、源俊賢は「参議」、藤原隆家は「前中納言」、藤原有国は「非参

議」、同行成、同正光は「公卿」の中に見えない。依ってこの条は、

寛弘元年（一〇〇四）時記事の竄入とみえる。

荒廃した田）の定めを取り決める事。

(60) 相好の心「相好」は「そうこう」。朋友、なじみの意。

(61) 中将（源頼定カ）「前出、長保元年（九九九）八月七日の条・

注記番号・先の(40)

(62) 私「し。私宅の意。

(63) 結の政「ゆいのまんどころ。結政所。かたなしどころ。大内裏の外

記庁の南に在って、弁官、少納言、外記などが集まって政務を行っ

た役所。結政の座。

(64) 犬矢「けんし。犬の脱糞。

(65) 蔵人（源）道方「みちかた。（九九九〜一〇四四）宇多源氏。六条

左大臣源重信の五男。最高位は寛仁四年（一〇二〇）十一月権中納

言、皇太后宮権大夫を兼ね、「宮の大夫」（『栄花』）と呼ばれた。藤

原氏全盛の時代に数少ない源氏の上達部として、一条、三条、後一

条、後朱雀の四朝に仕え、力を發揮した。管絃の才にも長じ、「道

方の少納言、琵琶いとめでたし」（『枕草子』）とみえる。

(66) 右兵衛督（源）憲定「みなもとのりさだ。（？〜一〇一七）前出

の「源頼定」（長保元年（九九九）八月七日の条）の同母兄。その

容貌について『栄花物語』は『をんな（女）しき様』と記し、また

『大鏡』は、「人からこそいとしもおもはれ給はざり」と述べ、存在

感の薄い人だったようで、実資も事に当って決断の遅い、この義兄

弟の憲定を「太愚也」と酷評している。(前出、長保元年七月三日の条・注記番号・先の<sup>(9)</sup>)

<sup>(67)</sup>菅宰相(輔正)菅原輔正||すがわらのすけまさ。(九二五~一〇〇九)菅原道真の曾孫。文章博士となり、紀伝道の学問を以て円融、花山両天皇の侍読に任ぜられる。長徳二年(九九六)参議に任ぜられ、長保元年(九九九)に太皇太后宮(昌子内親王)権大夫を兼ねた。時に公卿中最年長の七十五歳であった。

<sup>(68)</sup>左馬頭(藤原通任)||ふじわらのみちとう。(九七三~一〇三九)大納言藤原濟時息男。姉妹の一人に三条天皇皇后城子がいる。寛弘八年(一〇一一)三条天皇の時の藏人頭となり、十二月参議、後一条朝の長元八年(一〇三五)権中納言となる。道長政権下において、城子立后(三条天皇の後宮)や敦明親王(三条天皇第一皇子。後一条天皇の東宮となるも即位ならず、のち寛仁元年(一〇一七)八月二十五日、小一条院の号を授けられ、准太上天皇となった。)の春宮権大夫などの公卿が忌避した仕事をも勤めている。

<sup>(69)</sup>宮権亮(藤原景齊)||ふじわらのかげただ。(?~一〇二三)太宰大式国章男。太皇太后宮(昌子内親王)権亮を務める。能吏とはいいがたい人物であったが、景齊は実資の早世した室である源惟正女の叔父にあたり、実資邸にも親しく出入りしていた。

<sup>(70)</sup>(中原)致時||なかはらのむねとき。生没年未詳。『後拾遺』歌人。

<sup>(71)</sup>(源)兼澄||みなもとのかねずみ。(前出、長徳三年十月二十八日の条・注記番号・<sup>(64)</sup>)

<sup>(72)</sup>(藤原)伊祐||ふじわらのこれすけ。(?~一〇一四)。丹波守為頼男。阿波守、讃岐守等を歴任。上流貴族とも交渉を持ち、道長は度々伊祐宅に方違を行い、実資もまた、伊祐の危篤に際して薬を贈るなどの心遣いを見せている。

<sup>(73)</sup>(源)忠良朝臣||みなもとのただよし。生没年未詳。文徳源氏。平安中期の武官。右衛門尉仲連男。左兵衛尉、右兵衛尉を務め、檢非違使を兼ねる。『紀略』正暦三年(九九二)十一月三十日の条には、彼が阿波国海賊追討使として功を挙げた記事が見える。

<sup>(74)</sup>左近少将(藤原)成房||ふじわらのなりふさ(九八二~?)。藤原義懐の三男。かねてより無常感を抱き、長保四年(一〇〇二)二月、比叡山飯室の父入道のもとで出家する。時に二十一才、従四位上右近衛権中将であった。

<sup>(75)</sup>左兵衛佐(源)雅通||みなもとのまさみち(一〇一七)。宇多源氏。左大臣源雅信孫。父の死にあい、祖父雅信の養子となる。道長は雅信女倫子と婚していた関係から、雅通は道長の叔父にあたることとなり、道長・倫子の眷顧にも浴した。

<sup>(76)</sup>朝大夫||ちようたいふか。朝請大夫(従五位上の唐名)或は朝散大夫(従五位下の唐名)か。

(77) (賀茂) 光榮朝臣 $\parallel$ かものみつよし。(九三九 $\sim$ 一〇一五)。平安中期の陰陽・曆家。保憲の子。一条朝ごろの陰陽家として阿倍晴明と並び称せられ、朝廷や貴族のために祭祓・日時勘申・式占等を奉仕した記録は『御堂』『小右記』等に頻出する。

(78) (藤原) 為長朝臣 $\parallel$ ふじわらのためなが。生没年未詳。平安中期の官人。刑部大輔藤原雅正男。母は右大臣藤原定方女。同母兄弟に、為頼・為時(紫式部の父)がいた。

(79) 猫の乳母は馬命婦。これについては『枕草子』に所見あり。

(80) 大進(大江) 雅致朝臣 $\parallel$ おおえのまさむね。生没年未詳。平安中期の官人。和泉式部の父と言われる。長徳二年(九九六)に従五位上で太皇太后宮(昌子内親王)の官人(大進或いは少進)となり、長保元年(九九九)九月には大進と見える。雅致が昌子内親王に仕えるに至ったのは、内親王の乳母子とされる越中守平保衡女との婚姻が何らかの契機となったのであろう。大進としての雅致の恪勤ぶりは、実資の『小右記』に詳しく、病を得られた内親王が、卜占によって雅致宅に移御された記事も見える。

(81) 和泉守橘道貞 $\parallel$ たちばなのみちさだ。(一〇一六) 橘仲任(遠)の子。長保元年(九九九)から同五年まで和泉守に在任。このころ大江雅致の娘(和泉式部)と結婚している。道貞は長保元年九月に太皇太后宮(昌子内親王)権大進となり、雅致と道貞は内親王に仕

える上司と部下の間柄で、道貞と式部の結婚は雅致の力によるものであった。

(82) 山階の僧正 $\wedge$ 真喜 $\vee$  $\parallel$ しんき。(九二七 $\sim$ 一〇〇〇) 永観元年(九八三) 興福寺別当。正暦五年(九九四) 僧正。長保二年(一〇〇〇) 二月入寂。時に興福寺別当兼法務僧正であった。興福寺(山階寺)は藤原氏の氏寺で、鎌足の山城山階(山科)邸に始まると伝えられている。

(83) 二合 $\parallel$ にごう。年給で年官として与えられる二分(主典・さかん)一人と一分(史生・ししょう)一人との二者を合わせて、三分(判官・じょう)一人の任官を申請して認められたもので、年官を二つ合するの意。給主が後者から収納する任料は、前二者の任料の合計より多かったばかりでなく、応募者もはるかに求めやすかった。

(84) 平座の旬の事 $\parallel$ ひらざのしゅん。天皇が紫宸殿に出御なき時は、宣陽殿で帳台や床子などを用いず、床に畳や敷物を敷いた座に於いて行われる旬政・旬儀・旬宴(平安中期以降は、四月と十月の朔日だけに)行われ、夫々孟夏の旬、孟冬の旬と称し、併せて二孟の旬という。の事。

(85) 維摩会の立義 $\parallel$ ゆいまえのりゅうぎ。「立義」は「堅義」(りゅうぎ)。南都北嶺の大寺で行われた学僧課試の法。興福寺維摩会堅義は最古。これに通れば満位に叙せられ、諸国の読師、講師に任せられた。堅

義にあずかる賢者（堅義者、立者、堅義）は、本来七大寺の僧の中より一人選ばれた。

(86) 李部大王。「李部」は「吏部」（りほう）で式部省の唐名。「大王」（だいおう）は親王の称。ここは村上天皇の第四皇子の式部卿の宮為平親王（ためひらしんのう・九五二〜一〇一〇）。源高明女との間に、源憲定、頼定、顕定、婉子女王（実資室）、恭子女王（斎宮）らを儲ける。その住居に因み、「染殿の式部卿の宮」と呼ばれた（『枕草子』八六）。

(87) 禅林寺。ぜんりんじ。（前出、長保元年七月三日の条・注記番号・先の(8)）

(88) 尼君。あまぎみ。本日記の寛弘二年（一〇〇五）四月十四日の条に「今夜多剋尼君始渡給西宅、本是厩地、相替東地所奉」とあり、尼君はそれまで実資の邸宅の小野宮に同居していたものと思われる。

この尼君は、実資の姉と言われているが、その名を確め得ない。  
(89) 季の御読経始め。きのみどきようはじめ。平安以降、毎年春秋の二季（二、八月）に各四日間、紫宸殿で衆僧に大般若経を転読させた儀式。院宮や摂関家でも行われた。当初は四季ともに行われた。

(90) 射場始め。いははじめ。天皇が弓場殿（ゆばどの）に出御し、公卿以下殿上人の賭射を見る儀式。「弓場始」とも。通常十月五日を式日とするが、十一月、十二月に行われることもあった。醍醐天皇の

昌泰元年（八九八）閏十月十日に行われたのを初例とする。

(91) 荷汲に及ぶ。かきゅうにおよぶ。煩瑣な負担を蒙るの意。

(92) 反閉。へんぱい。陰陽道の呪法の一。大、中、小の作法あり、小反閉の作法は笏などを持ち再歩を行い、反閉説を唱える。その際、貴人も追歩する。主に出行、移徙（いし）、わたまし。転居、転宅の尊敬語）の際に行う。

(93) 右衛門の門部。門部は「かどべ」。衛門府に属し、皇居の門の警備を指揮した下級武官。

(94) 右衛門督是れ廷尉にて、凡人に異なる。「廷尉」（ていゐ）は檢非違使佐、尉の唐名であるが、『小右記』では、別当、佐、尉、志を通じて用例が見える。右衛門督公任は、長徳五年（長保元年）当時「別当」であった。

(95) 大丞。「大弁」の誤記か。

以後、注記番号は(100)を越えるので、「十一月」から改めて、注記(1)から始めるものとする。

(1) 入定、大歳前、天恩、嫁娶・納婦・安床帳吉。これは、具注曆の注記の残ったものか。

(2) 取り入れられ給ふ。「被取入給」の「取入」は、物怪が人の心身を引き入れて悩ますこと。「御もののけのたびたび取り入れたてまつりしを」（『源語』葵巻）

(3) 僧正観修かんしゅう。 (九四五〜一〇〇八) ・ 僧都勝算しょうさん。 (九三九〜一〇一一) ・ 阿闍梨慶祚あせりけいそ。 (九五五〜一〇一九)。ともに天台座主権僧正余慶に伝法灌頂を受ける。のち穆

算もくさん・九四四〜一〇〇八)とともに、余慶の四神足といわれた。観修は修法に秀で、勝算は有験の僧として聞こえ、慶祚また学徳を以て聞こえ、ともに当時の貴紳の病にたびたび加持を行っている。

(4) 祭の使出で立つ所。二月、十一月の上の申の日に行われた奈良春日大社の祭に立つ使。春日齋女に補された藤氏の女が中心となり、神宝奉幣のを行ったが、齋女廢止後は近衛府使を務める摂関家の中将、少将が中心になり、これを「祭使」(まつりのつかひ)と称した。この度の「使」は、左少将藤原重家が、右府藤原顕光の所より発向している。

(5) 番長ばんちやう。衛府舎人の上首。和訓「つがひのをさ」

(6) 中宮なかつみや(藤原定子) 男子を産む。一条天皇第一皇子敦康親王(あつやすしんのう・九九九〜一〇一八) 御誕生。

(7) 横川の皮仙よかわのひせん。十世紀から十一世紀にかけて活躍した聖、行円ぎょうえん。『紀略』寛弘二年(一〇〇五)五月三日の条に「件聖人不論寒熱、著鹿皮、号之皮聖人」とみえる。この他、皮仙、皮聖、また横川皮仙とも呼ばれているから、その修

業の場は、比叡山の横川であったと推定される。ただし、この聖の名がここにあるのは不審。或は、彼が中宮定子の御産に当たっての加持僧を務めたものか。

(8) 女御の宣旨下る。道長女彰子を女御となす。

(9) 右衛門権佐(藤原) 宣孝せんこう。ふじわらののおたか。(971〜1001)。

権中納言藤原為輔男。母は参議藤原守義女。この年長保元年(九九九)紫式部と婚し、同年末もしくは翌年にかけての頃、賢子(大式三位)が生まれる。長保元年末、宇佐使となり下向、翌年二月帰京するも、同三年四月に至りて卒去。

(10) 中宮。定子中宮。

(11) 相嘗祭の料見物を以て下し行ふべき由。「相嘗祭」(あいなめのまつり)。あいんべのまつり。あいにえのまつり)は、新嘗祭に先立って新穀を神に供える祭。神嘗祭と新嘗祭の間におこなわれるゆえかく称するとも、或は、天皇が新穀を相伴するゆえともいう。「見物」は、「けんぶつ」で、見るべき価値のある物。見るに価する物の意。

(12) 齋院(選子内親王)。のぶこないしんのう。(九六四〜一〇三五)。

平安中期の加茂齋院。歌人。村上天皇第十皇女。母は藤原師輔女の中宮安子。冷泉、円融天皇は同母兄。天延三年(九七五)六月、加茂齋院に卜定(十二歳)。以来、円融、花山、一条、三条、後一条の五代五十七年にわたり奉仕、大齋院と称された。『源氏物語』が

大齋院の上東門院への「新奇之草子」所望により作られたものとは、『加茂齋院記』『無名抄』『河海抄』等の伝えるところ。選子文芸サロンの後宮文学に及ぼした影響力は大きかった。

(13) 僧正奉仕の宮の修法。「僧正」は観修僧正(前出、十一月一日の条)。観修の死の直前(寛弘五年(一〇〇八)六月十三日)自分の病をおして長谷に見舞う程に、観修に目をかけていた道長は、ここでも、昌子内親王の修法を忌避する観修のために、彼の「謀略」としりつとも便宜をはかっているようである。

(14) 遠忌(藤原尹文女) ㊦ えんき。おんき。死者に対する十三年忌以上の遠い年忌法会。遠年忌。この日、実資の亡母(播磨守藤原尹文女)の忌日である。

(15) 読奏。郡司読奏。

(16) 宿装 ㊦ 宿装束(とのいしょうぞく)。宿衣(とのいきぬ)。昼の装束に対する。「殿居装束」の意。宿直に着用する服装。

(17) 粉河。粉河寺(こかわでら)。紀伊国名賀郡、現在の和歌山県名賀郡粉河町に所在。宝龜元年(七七〇)大伴孔子古が観音化身の童男行者の助力により千手観音を造立したことに始まる。紀伊大伴氏の氏寺。靈験の地として知られ、正暦二年(九九一)の花山法皇の行幸をはじめ、藤原氏の参詣が伝えられる。民間遊行の聖の根拠地の一つ。

(18) 証空阿闍梨 ㊦ しょうくうあじやり。生没年未詳。世系なども未詳。

平安中期の天台宗園城寺僧。修学院僧智観(勝算)の弟子。永延二年(九八八)以降、実資、公任、行成、道長、太皇太后昌子、詮子、一条帝、三条帝らの修善、仏事、忌日法事に参仕したことが知られている。特に実資一家とは係わり深く、実資の姉や妻子のためにたびたび加持修善を行い、寛仁元年(一〇一七)七月当時、出家していた実資の姉(前出の「尼君」か)は証空の中川車宿に住していたもようである。(前出、長保元年七月三日の条・注記番号・先の(14))

(19) 宮の御封。太皇太后宮のみふ。みぶ。「御封」は、封戸(ふこ・ふご)のことで、食封(じきふ)として指定された戸の尊敬語。

(20) 長谷 ㊦ ながたに。解脱寺(げだつじ)。洛北岩倉の長谷に所在した東三条院詮子の御願寺。道長らの帰依をうけ、『御堂』権記『小右記』に当時の記事が散見する。公任も当寺で出家、多年ここに住した。現在、長谷町に寺の闕伽井と称する井戸が遺る。

(21) 五節参内の事 ㊦ ごせちさんだいのこと。本条の二十二日から二十五日の四日間にかけて、「五節舞姫」の記事が出ているが、「五節」とは、新嘗祭、大嘗会、豊明節会に出演する舞姫のこと。『本朝月令』によれば、天武天皇の吉野宮への行幸の時、日暮に琴を弾くと前山の雲の中より天女が降りて来て「乙女ども、乙女さびすも、から玉を袂にまきて、乙女さびすも」と語り、袖を五度翻して舞ったこと

を「五節舞」の始まりとする。が、弘仁五年（八一四）十一月二十日（『後記』）に「宴侍臣、奏五節舞」とあるのが確実な初見といえる。節会の前々月の九月あるいは数日前に公卿の娘二人、受領の娘二人を舞姫に選ぶ「五節定」があり、舞の予行演習として、十一月中の丑の日の「帳台試」、寅の日の「御前試」そして卯の日に「童女御覧」があり、辰の日が豊明節会で、この日、舞の本番が行われる。

(22)五節所<sub>||</sub>ごせちどころ。五節の舞姫の控室。常寧殿の四隅にあり、中央に舞台が設けられた。常寧殿は、後宮の中心的存在で、天皇の在所としても頻用されたが、十一月の中の丑の日、新嘗祭等に先立って、ここで舞姫を御覧の「帳台試」が行われた。

(23)日景縵<sub>||</sub>ひかげのかづら（日陰蔓）。日陰紐、日陰糸ともいい、宮廷の儀式、神事に宮廷人の冠や供御の飾りとした植物。大嘗祭、新嘗祭等の神事には絹糸製のものが代わりに用いられ、冠の左右に垂らした。

(24)小斎の参議・小忌の納言<sub>||</sub>おみのさんぎ・おみのなごん。（前出、長徳三年十一月十八日の条・注記番号・(65)・(66)）

(25)臨時祭の試楽<sub>||</sub>りんじのまつりのしがく。「臨時祭」は恒例の祭祀に対していい、平安中期以降、新たに朝廷が行う年中行事に加えられた有力大社の臨時祭をいう。ここは加茂臨時祭（十一月下酉日）

であるが、これは宇多天皇の寛平元年（八八九）から始まり、醍醐天皇の昌泰二年（八九九）に恒例化された。「試楽」はその舞楽を伴なう儀式に際して行われる楽の予行演習。

(26)鷹司。「鷹司殿」（たかつかさどの）のこと。平安京の左京の一条四坊九町にあった従一位源倫子の第宅。この故を以て、倫子を「鷹司殿」と称した。この邸については、本日記のこの条が初見である。

(27)宣旨<sub>||</sub>せんじ。令制以後に定められた女官で、上皇、東宮、中宮、斎宮、斎院のほか、摂関家などにも置かれた最高級女官。御匣殿、内侍とともに女房三役と呼ばれる。乳母にも匹敵するほどに優遇された。十二月十八日の条にも重出する。

(28)観音院の事<sub>||</sub>かんのいんのこと。寛和元年（九八五）皇太后昌子内親王が、山城国愛宕郡小野郷、現在の京都市左京区岩倉に所在する大雲寺（紫式部の母方の曾祖父である中納言藤原文範が園城寺の別院として建立した寺院）の内に建立した寺院。この年長保元年（九九九）昌子内親王は観音院に葬られ、観音院太后と称された。

(29)重日<sub>||</sub>じゅうにち。陰陽暦道で指定する日。十二支のうち巳の日は陽の重なる重陽の日、亥の日は陰の重なる重陰の日で、この日に行った行為は重なって生ずるといふ。従ってこの日は、努めて凶事を避け、吉事をなすこととされた。後述の「重復日」も同じ。

(30)左兵衛佐（藤原）能通<sub>||</sub>よしみち。生没年未詳。平安中期の官人。

皇太后宮権大夫藤原永頼男。道長家の殷賑受領官人の一人で、寛弘五年（一〇〇八）敦成親王誕生の時、家司別当に任ぜられるなど道長の信任が篤かった。

(81) 挙哀こあひ。死者を悼み、柩の前で涕泣の声をあげる儀式。中国から伝わったもの。発哀、奉哀、哀哭、発哭、哭、慟哭とも記し、「みねたてまつる」と訓む。挙哀するのは主に女性で、「哭女」と見える。

(82) 加持の沙かぢのすな。魂を固める加持の砂を棺の上にかける。

(83) 大神祭おおみわのまつり。大和の一宮大神神社の例祭。毎年四月と十二月の上卯日に行われた。勅使のほか中宮、東宮もまた使を遣わして、奉幣が行われた。

(84) 神今食じんこんじき。六月と十二月の月次祭の夜に天皇が自ら中和院の神嘉殿に天照大神を招ぎ奉って、殿内に敷いた八重畳の上の衾に天皇が座し、神とともに供せられた神撰の食事をとる儀式。

(85) 常陸介（平）維幹朝臣たいらのこれもと・(41)常陸介（平）維叙朝臣たいらのこれのぶ。いずれも生没年未詳。ともに平安中期の軍事貴族。維幹はこの年長保元年（九九九）、一族の常陸介維叙を通して私君たる中納言藤原実資に花山院御給による叙爵の斡旋を依頼している。この時、爵料の不足分の絹二十六疋を維叙が実資を通して花山院に送っていることなどから、維叙は実資の家人だったと考

えられる。

(86) 毛付けつけ。献納馬の毛色を帳面などに書きつけた文書。血統証明書の如きものか。

(87) 左衛門権佐（令宗）允亮りょう。生没年未詳。平安中期最高の明法学者。長徳四年（九九八）ごろ、「惟宗朝臣」（これむねあそん）を「令宗朝臣」（りょうそうあそん）「令宗」は、誉れ高き「律令の宗師」の意を寓したものと改賜姓。惟宗氏歴代の明法学者中で最も顕れた人物で、その主著『政事要略』一三〇卷（現存二五卷）は、平安時代史の研究に計り知れない寄与をしている。

(88) 村上御日記むらかみのおんにき。第六十二代村上天皇の『天曆御記』。

(89) 太子（保明親王）やすあきらしんのう。（九〇三〜九三三）。第六十代醍醐天皇第二皇子。母は太皇太后藤原穩子。同母弟に寛明（のちの第六十一代朱雀天皇）・成明（のちの第六十二代村上天皇）両親王がいる。その女御子女王（朱雀天皇妃）は、昌子内親王の母に当たる。この皇太子は『源語』の六条御息所の夫君（「前坊」・平安朝で皇太子のまま亡くなったのはこの皇子一人だけ）に比定されている。

(90) 堀川后（藤原嬪子）ふじわらのてるこ。（九四七〜九七九）。第六

十四代円融天皇皇后。兼通女。父兼通の邸は堀川（河）殿。

(42) 釐務<sub>レ</sub>りむ。政務を行うこと。国司などの執務。国政。

(43) (紀) 齊名<sub>レ</sub>きのただな。(九五七〜九九九)。詩文家。漢詩集『扶桑集』を撰し、大江匡衡との詩病論争は有名。この前日、四十三歳で没した時、『権記』の記事には、「当時名儒、尤巧<sub>二</sub>於詩<sub>一</sub>、今当<sub>二</sub>物故<sub>一</sub>、時人惜<sub>レ</sub>之」とある。

(44) 荷前<sub>レ</sub>のぞき。毎年諸国から奉る貢の初物。平安時代、朝廷からそれを伊勢神宮、諸陵に献じた行事。

(45) 七僧前<sub>レ</sub>ひちそうぜん。七僧に饗する膳。

(46) 復日<sub>レ</sub>ふくび。賦役を全免する日。

(47) 女子（藤原威子）<sub>レ</sub>ふじわらのたけこ。(九九九〜一〇三六) 道長三女。第六十八代後一条天皇中宮。寛仁二年（一〇一八）三月七日入内。二十歳。時に後一条天皇は十一歳であった。同年十月十六日皇后。太皇太后彰子（あきこ・道長一女・第六十六代一条后）皇太后研子（きよこ・道長二女・第六十七代三条后）とともに道長の娘三人が后として並ぶこととなり、道長は有名な「この世をばわが世とぞ思ふ望月のかけたることもなしと思へば」の歌を詠んだ。十六日乙巳今日以女御藤原威子、立皇后之日也。前太政大臣第三娘。一

家立三后未曾有。(本日記、寛仁二年（一〇一八）十月十六日の条。)

(48) (宮道) 義行朝臣<sub>レ</sub>みやじのよしゆきあそん。(九五七〜一〇一三)。

実資の家司として政所別当、厩司を務める。恪勤を以て知られ、長和二年四月十五日卒去にあたり、実資は「執<sub>二</sub>行政所雜事<sub>一</sub>之間曾無<sub>二</sub>雜怠<sub>一</sub>者也。太惜<sub>レ</sub>之」とその死を悼んでいる。

(49) 露草移し<sub>レ</sub>つゆくさうつし。「露草」はツユクサ科の一年草。広く畑地、路傍などに生え、夏から初秋、藍色で左右相称の花を短総状につける。「露草移し」は、この露草で摺り染めた布か。

## 後記

本稿は、古日記輪読会の成果の続編で、長徳三年から長徳五年（改元一・一三長保元年）まで、小右記の記者藤原実資の四十一歳から四十三歳までの三年間の日記（ただし、長徳四年全体と長保元年一月から六月までの記事を欠く）の訓読である。小右記の訓読例には、次のようなものがある。

1 『栄花物語全注釈』二（松村博司著、角川書店、昭和四六年五月）の語釈部分のもの。

2 『古記録学概論』（斎木一馬編、吉川弘文館、平成二年六月）

3 『古記録と日記』上巻（山中裕編、思文閣出版、平成五年一月）

4 その他古記録関係の著書、論文

しかし、それらの間には必ずしも訓読の方針の一致は見られない。

例えば、

- 1 仮名遣いを現代仮名遣いに行っているものとそうでないものがある。
  - 2 送り仮名を極力控え目にしたものと同様でないものがある。
  - 3 助辞（置き字）を仮名に改めたものとそうでないものがある。
  - 4 副詞や指示語を仮名に改めたものとそうでないものがある。
- など、一様でない。

そこで、本稿では、凡例に示した他、次のような方針で訓読文を作

製することにした。

1 仮名遣いは歴史的仮名遣いによることにした。

2 送り仮名は詳しく、しかし不自然にならない程度に送り、古記録独自の読み方の副詞や指示語はほぼ仮名書きに改めるなどの配慮をした。

3 助詞、助動詞は原則として仮名書きにした。  
御批正をお願いする次第である。

なお、本文末の注記にはごく一部、『平安時代史事典』以外のものに依ったものがあるが、その出典については一々断わらなかった。

近時、『御堂閔白記全注釈』（山中裕氏編）の第五冊目（寛弘元年）が刊行された。この御仕事と比較するのは、僭越の至りであるが、分量だけを問題にしても、小右記を訓読するという作業は、今後息の長い仕事となりそうである。そういうことが話題になった今回の報告である。

（一九九五・一・一五）